

フランスにおける消滅時効の中断（二・完）

香 川 崇

富山大学紀要. 富大経済論集 第60巻第2号抜刷（2014年11月）

富山大学経済学部

フランスにおける消滅時効の中断（二・完）

香 川 崇

第1章 はじめに

第2章 フランス民法典制定までの展開

第3章 フランス民法典制定後における学説と判例及び立法の展開

一 フランス民法典制定から1930年の保険法制定までの展開

(以上59巻2号)

二 保険法制定から1985年の新交通事故賠償法制定までの展開

三 新交通事故賠償法制定から2008年の時効法改正までの展開

第4章 新時効法における消滅時効の中断法理

一 2008年の新時効法の起草過程

二 新時効法における時効中断法理に対する評価

第5章 おわりに

一 フランス法における消滅時効の時効中断

二 残された課題

以上 本号

キーワード：消滅時効，中断

二 保険法制定から1985年の新交通事故賠償法制定までの展開

1 保険法の制定

(一) 1930年7月13日の保険法の起草過程¹

商務省令によって任命された委員会は、1904年6月17日に保険法草案を商務省へ提出した（以下では、この草案を「1904年草案」と呼ぶ）。1904年草案40条は、「時効は、時効中断の通常の原因の一つにより中断する。その外に、

保険料支払請求権の時効の中断は、被保険者に宛てた保険者の書留郵便の送付によっても生じる。」として、保険法上の特別な時効中断事由を定めた²。その後、同委員会の委員であったダラは、次の理由から、1904年草案40条後段を「単なる催告、レフェレの訴え提起、書留郵便の送付もまた同じである。これに反対する条項は全て無効であり、何らの効果も生じない。」と修正すべきであると主張した。すなわち、被保険者宛の書留郵便に時効中断効を与えるのであれば、保険者宛の書留郵便にも同様の結果を与えるべきである。また、保険実務上、当事者が習慣的に用いている裁判上又は裁判外の行為、例えばレフェレの訴え提起も時効中断事由とすべきである。一般法は、レフェレの訴え提起による時効中断に消極的である。しかし、保険法の領域においてレフェレが頻繁に用いられていることからすれば、一般法における解決は、保険法の領域において不都合なものである。更に、単なる催告も時効中断事由として十分なものと解すべきである³。

その後、1906年から1922年にかけて、幾つかの保険法草案が提出された。いずれの草案も、被保険者に宛てた保険者の書留郵便の送付による保険料支払請求権の時効の中断を定めていた⁴。1925年4月7日になって、新たな保険法草案が代議院に提出され、代議院はこれを保険及び社会救済委員会に付託した⁵。新たな草案は、保険契約上の権利が2年の消滅時効にかかるとし（草案25条1項）、当事者が2年よりも短い時効期間を定めることを禁止した（草案26条）。同委員会による報告書によれば、2年という時効期間は、保険契約上の極端に短い時効期間のために、被保険者が保険金に関する全ての権利を失うという不都合をなくすこと、そして、余りに長い期間、被保険者が保険金請求に晒されないようにすることを目的とする。加えて、時効中断につき、「2年の消滅時効は、時効中断の通常の原因の一つ、又は、事故発生に際しての鑑定人の選任により中断する。その外に、保険料支払請求権の時効の中断は、被保険者に宛てた保険者の書留郵便の送付によっても生じうる。」として、被保険者に宛てた保険者の書留郵便の送付だけでなく、鑑定人の選任も時効中断事由とした

(草案27条2項)。もっとも、同委員会は、鑑定人の選任を時効中断事由に加えた理由について説明していない⁶。同草案27条は、代議院と元老院で変更を受けることなく可決し、法律として成立し、1930年7月13日に公布された⁷。

その後、1972年7月11日の法律は、1930年7月13日の保険法27条2項に対して、保険者に宛てた被保険者の書留郵便の送付によって保険金支払請求権の時効が中断する旨の規定を追加した。もっとも、同条の書留郵便は、配達証明付きでなければならないとされた⁸。

(二) 鑑定命令における時効中断

1930年7月13日の保険法27条は、鑑定人の選任方法について限定していない。そのため、本条でいう鑑定人の選任には、任意的な選任だけでなく、レフェレ等の裁判による選任も含まれると解釈された⁹。すなわち、保険法上の時効に関しては、レフェレにおける鑑定人の選任命令が時効中断事由となった。もっとも、鑑定においては、鑑定人の選任から鑑定人による鑑定報告書の完成と裁判所書記官への提出までの期間を要する。破毀院では、レフェレにおける鑑定人の選任の命令による時効中断効が、それらの時点まで継続するのが争われた。

なお、裁判上の呼出しの場合、その中断効は訴訟終結時まで継続すると解されていた¹⁰。時効は権利者の不作為を基礎とするものであるから、権利者の作為があった場合、時効は進行を止め、中断することになる。ここでいう作為とは、裁判上の呼出しだけを指すものではない。裁判上の呼出しは、単に権利者の作為を開始させるものであって、権利者の作為は判決に至るまで継続している。裁判上の呼出しによる時効の中断効は、その原因が存る限り継続し、原因の終結した時、すなわち、判決によって司法手続が終結した時に失われる¹¹。判例においても、裁判上の呼出しによる時効中断効が訴訟の期間中継続しているとされていた¹²。

破毀院民事部1948年2月17日判決(Bull. civ. n° 48.)は、1935年に保険事故が発生し、被保険者Xによって鑑定人のレフェレの訴え提起が提起され、1936

年にレフェレの命令によって、鑑定人が選任され、1937年に鑑定報告書が裁判所書記官に提出され、1940年にXが保険者Yに対して保険金を求めて訴えを提起した事案において、鑑定人を選任する命令によって消滅時効が中断されたとしても、その選任から2年間、何らの中断事由も生じなければ時効が完成するのであり、その期間内に報告書の作成が終結していない場合や鑑定報告書が裁判所書記官に提出されていない場合も同様であるとした¹³。

2 民法上の中断事由に関する学説と判例

(一) 旧2244条の時効中断事由

この時期の学説は、債権者の権利行使を基礎とした中断事由（旧2244条）と債務者の承認を基礎とした中断事由（旧2248条）に分けて論ずる¹⁴。多くの学説は、時効中断の根拠の権利行使説に基づいて、旧2244条の時効中断事由を説明する。例えば、マルティー＝レイノーによれば、時効を中断する行為とは、訴訟に関する行為（*actes de poursuite*）である。これは、債権者がその権利を行使するために用いる行為であり、消滅時効の基礎となる権利の不行使がもはや存在しないことを示すものである¹⁵。

また、ヴェイル＝テレは、旧2244条に列举された行為が、判決等の債務名義による公権的な権利確定と結びついていることを指摘する。すなわち、債権者が債務名義を有する場合、支払命令と差押えによって時効が中断し、債権者が債務名義を有しない場合、裁判上の呼出しによって時効が中断するとする¹⁶。そして、マゾオは、旧2244条の定められた行為がいずれも、弁済を得るという債権者の意思を含む行為であるという¹⁷。この説は、判決等による公権的な権利確定に基づいて弁済を受けようとする債権者の意思に着目するものといえよう。

なお、旧2248条の承認による時効中断につき、その承認が債権者の裁判上の行為を妨げたので時効が中断するという説と¹⁸、その承認によって債務者が既に進行した時効期間を明示的又は黙示的に放棄したので時効が中断するという説がある¹⁹。

(二) 裁判上の呼出しの拡大解釈

学説と判例は、従前と同様に、旧2244条の裁判上の呼出し概念を拡大解釈する²⁰。すなわち、破毀院は、破産債権の届出（破毀院予審部1938年1月10日判決（S. 1938. 1. 382）²¹や受命裁判官の関与による配当順位（*ordre judiciaire*）のための債権の届出（破毀院民事部1941年10月1日判決（DA. 1942. 67）²²は、裁判上の呼出しに当たるとした。もっとも、破毀院商事部1973年3月20日判決（*Bull. civ. IV, n° 131.*）は、犯人不明の状況における刑事手続上の調査の開始が裁判上の呼出しに当たらないとした。

(三) レフェレに関する立法と判例の展開

(1) レフェレに関する立法の展開

1970年代に入って、レフェレ制度は大きな転機を迎えた。1971年9月9日のデクレは、レフェレに関する従来の学説及び判例で認められた基本原理を是認し、1973年12月17日のデクレは、仮払いレフェレを導入した。そして、これらデクレは、1976年に制定された新民事訴訟法典に取り入れられた²³。様々なレフェレのうち、緊急時のレフェレ（新民事訴訟法808条）の場合、裁判官はあらゆる措置を命じうる。緊急時のレフェレによる命令の代表例は、鑑定の場合であるといわれている。次に、切迫した損害又は明らかに不法な侵害の場合のレフェレ（新民事訴訟法809条1項）の場合、裁判官は保全的措置や原状回復措置を命じうる。そして、仮払いレフェレ（新民事訴訟法809条2項）の場合、裁判官は仮払いや仮履行を命じうる²⁴。なお、当該事件について本案が継続していることはレフェレの訴えを妨げない²⁵。また、レフェレの命令には、本案に関して既判力がなく、本案訴訟の裁判官は、本案判決の内容につきレフェレの命令の内容に拘束されない²⁶。

学説と判例は、これらレフェレのうち、仮払いレフェレにおいて緊急性が要件でないと解している²⁷。レフェレの一般条項として規定された新民事訴訟法808条は、「すべて緊急の場合には、大審裁判所長は、それらに対し何ら重大な争いが存在しないとき又は紛議の存在がそれを正当化するときは、すべての

処分を命ずることができる」として緊急性を中心的要件に据えている。しかし、仮払いレフェレを定めた新民事訴訟法809条2項は、「債務の存在が真の争いとなりえない場合には、所長は債権者に対する仮払いを許可することができる」としており、緊急性を要件として規定していない。仮払いレフェレが最も機能するのは、交通事故による人身損害の賠償と建築の瑕疵に基づく損害賠償であるといわれる。自動車による交通事故の場合、自動車の所有者については、1384条1項によりその責任が推定されるから、特段の事情がない限り、加害者における「債務の存在が真の争いとなりえない」ものとされ、仮払いレフェレが肯定される²⁸。それゆえ、交通事故の被害者への準備的な損害賠償を迅速にもたらすことが、仮払いレフェレの目的であるという者もある²⁹。新民事訴訟法809条2項は、仮払いレフェレにおける仮払金の具体的内容に触れていない。もっとも、学説・判例は、仮払いレフェレによって債権全額の支払いを命じることができるとする³⁰。仮払いレフェレは、以上のような発展を遂げることで、その民事保全的性格が薄らぎ、まさに簡易訴訟としての役割を期待され、また担っていると評価されるに至った³¹。

(2) 学説と判例

学説は、従前と同じく、レフェレの訴え提起が旧2244条の裁判上の呼出しに当たらないとする³²。もっとも、リパール＝ブランジェは、係争的性質がある以上、一定期間内に裁判上の呼出しがなされるという条件付きでレフェレの訴え提起に時効中断効を認めるべきであるとする³³。

破毀院も、レフェレの訴え提起によって時効が中断しないとしていた（破毀院民事部1943年5月25日判決（S. 1944. 1. 11.））。しかし、破毀院第三民事部1975年12月2日判決（D. 1976. 243 note Ernest FRANK ; RTD civ. 1976. 619 obs Roger PERROT, et 1977. 152 obs Claude GIVERDON）は、旧2246条に基づいて、レフェレの訴え提起による時効中断を認めた。これは、1969年7月、道路として利用されている公有地の中央部に、Yが金属製の杭を設置したので、この公有地を利用しているXが、道路を即時に以前の状態に戻すことを求める

レフェレの訴えを1969年8月8日に提起したが、1969年10月20日、Xの請求につきレフェレの緊急性要件が欠けており、レフェレの裁判官に管轄がないとの命令が言い渡されたので、1970年9月21日、XがYに対して占有保持の訴えを提起したところ、Yが1年の期間制限³⁴を主張した事案において、「旧2246条によれば、裁判上の呼出しは、管轄のない裁判官の前でなされたものであっても、時効を中断する。レフェレの訴え提起は、原則として中断効がない。しかし、そのレフェレの訴え提起が、時効の対象とされる権利の承認を求めるものであるならば、管轄のない裁判所に真の裁判上の請求がなされた場合と同様に、時効を中断する。」と述べた上で、Xによるレフェレの訴え提起が、占有保持の訴えと同様に、Yによる侵害を止めさせることを目的とするものであったとして、その1年の期間制限の中断を認めた。

本判決は、レフェレの訴えの内容が権利の承認を求めるようなものである場合、その訴え提起に対して旧2246条が適用され、その結果、レフェレの訴え提起による時効中断が認められるとするものである。しかし、Xがレフェレの訴えにおいて主張したとされる占有保持の訴えは、占有の保護を求めるものであって、権利の承認を求めるものではない。そこで、フランクは、本判決の評釈において、レフェレの訴えの内容ではなく、レフェレと占有訴訟の管轄の差異に着目する。本判決の事案で問題となった占有保持の訴えは、小審裁判所に管轄がある。この裁判官は、所有物返還訴権と同じく、本案に関する裁判官である。これに対して、レフェレは、本案受理裁判官ではない裁判官に管轄がある。本判決は、被告による侵害の停止を目的とする請求がレフェレの裁判官に係属される場合、この請求が被告の権利に対抗することを目的とするものであり、本案に関する裁判官に係属すべきものであってレフェレの裁判官に管轄がないのだから、そのレフェレの訴え提起に対して旧2246条が適用されることを確認するものである。そして、フランクは、本判決で破毀院が、レフェレの訴え提起に時効中断効がないという原則を追認しているものの、この原則が妥当するのが、原告が本案に関する申立趣旨書をレフェレの裁判官に提出してい

ない場合だけであるという³⁵。

これに対して、ペロは、レフェレに関する実務が本判決に影響を与えたという。レフェレは準備的手続であるものの、実際、レフェレの訴えが提起された場合、その訴訟において本案に関する問題が入り込んでいないということは難しい。それに、実務上、レフェレは、占有訴権に代わって用いられており、レフェレの管轄のある裁判官は、小審裁判所における占有訴権の裁判管轄権 (jurisdiction) を引き継いでいる。したがって、ペロは、破毀院が、レフェレ制度の発展から本判決の結論を導いたとする³⁶。

(四) 管轄違いの裁判上の呼出し

旧2246条に関する学説のうち、管轄の問題が極めて繊細なものであり、原告がこの避け難い錯誤の犠牲になるべきでないことから、管轄違いの裁判上の呼出しが時効中断効を有するというものがあった³⁷。この説からすれば、原告が管轄違いを認識している場合、管轄違いの裁判上の呼出しに時効中断効を認める必要がない。破毀院第一民事部1967年6月14日判決 (Bull. civ. I, n° 217) は、原告が管轄違いについて悪意の場合に時効中断効が失われるとし、かつ、原告の悪意につき、被告に立証責任があるとした³⁸。

(五) 請求棄却と時効中断効

破毀院商事部1980年4月21日判決 (Bull. civ. IV, n° 157) は、旧2247条の規定が、裁判上の請求が本案の攻撃防御方法によって最終的に棄却された場合と、方式に関する攻撃防御方法や訴訟不受理事由によって拒絶された場合を区別していないとする。

従前の学説は、請求が棄却されたとしても、裁判上の呼出しによる時効中断効が保持される場合を認めていた。破毀院第三民事部1983年3月22日判決 (Bull. civ. III, n° 81) は、XらがY会社の清算管理人に対して損害賠償を求める訴えを提起したところ、裁判所がYの会社更生手続にXらを移送すると判決したものの、積極財産不足のために清算手続が終了したために、XらがYに対して再度損害賠償を求める訴えを提起した事案で、Xらを移送する判決が現

状のまままで延期することを決定したものにすぎないとして、当初の裁判上の呼出しによる時効中断効が保持されるとした³⁹。

3 小括

保険法上の改正がなされたものの、この改正が保険法の領域に関するものに限定されたためか、この時期の学説と判例は、従前の解釈を踏襲するものが多いように思われる。特に、レフェレの訴え提起は、旧2244条の裁判上の呼出しに当たらないと解された。もっとも、破毀院第三民事部1975年12月2日判決は、占有訴権が問題となった事案で、レフェレの訴えの内容が時効の対象とされる権利の承認を求めるものであるならば、管轄のない裁判所に真の裁判上の請求がなされた場合と同様に時効を中断するとした。

ペロは、この判決が、レフェレの管轄のある裁判官が占有訴権の裁判管轄権を引き継いでいるという実務を考慮したものであるという。また、仮払いレフェレは、簡易訴訟としての役割を果たしていると指摘されていた。実務におけるこのようなレフェレの本案化現象は、レフェレの訴え提起に時効中断効を付与させる立法の基礎となった。

三 新交通事故賠償法制定から2008年の時効法改正までの展開

1 1985年7月5日の新交通事故賠償法

(一) 新交通事故賠償法制定に至るまでの立法

建築者の責任に関する1978年1月4日の法律の起草過程においても、レフェレによる時効中断の立法化が提案されていた⁴⁰。元老院第一読会に提出された同法律の草案3条は、建築者の責任の期間制限につき、旧2270条の10年の期間制限⁴¹を維持しつつ、その起算点が引受け時であることを明文化するものであった。元老院第一読会において、同法律の草案3条に、「レフェレも含む、全ての裁判上の請求は、10年の期間を中断する。」という文言を追加する旨の修正提案が提出され、可決された⁴²。しかし、国民議会第一読会において、中断に関する文言は全て削除された⁴³。

1978年1月4日の法律においてレフェレによる中断が規定されなかったために、レフェレによって時効を中断できるかどうかは不明確なままであった。実務はこれに対応するために、時として、損害賠償につき同一の執達書によってレフェレと本案を請求することもあった。そのため、レフェレの時効中断効を明確に認める立法の必要性が強調された⁴⁴。

(二) 1985年7月5日の新交通事故賠償法

1984年10月18日に国民議会第一読会に提出された新交通事故賠償法の草案31条は、旧2244条の定める時効中断事由にレフェレの訴え提起を追加することを提案し、同草案32条は、契約外の民事責任訴権の時効期間を10年に短縮する旧2270-1条を創設することを提案した⁴⁵。

国民議会の立法委員会は、草案31条の趣旨を次のように説明する。旧2244条の解釈につき、判例は、レフェレが、単に準備的手段を得るためだけのものであり、相手方に対する判決（condamnation）を得るものではないとして、レフェレの訴え提起が裁判上の呼出しに当たらないとする。しかし、前掲・破毀院第三民事部1975年12月2日判決は、レフェレの訴え提起につき、原則として中断効を認めないものの、そのレフェレの訴え提起が、時効の対象とされる権利の承認を求めるものであるならば、管轄のない裁判所に真の裁判上の請求がなされた場合と同様に、時効を中断するとしている。草案31条は、後者の解決を全てのレフェレの訴え提起に拡大することを認めるものである。すなわち、裁判上の呼出しが、レフェレによるものであっても時効を中断するということを明確にするために、旧2244条の改正を提案した。また、同草案32条については、30年という普通時効期間が、幾つかの場面において余りに長い期間となっており、現代社会の要請や生活リズムの高速化に対応できていないことから、時効期間の短縮を提案した⁴⁶。1984年12月17日、同法草案31条、32条は、国民議会第一読会で可決された⁴⁷。

元老院の立法委員会は、旧2244条の末尾に「訴え提起のための期間もまた同様である。」という文言を追加する旨の修正提案を提出した。同委員会は、

契約外の民事責任訴権の時効期間が10年になることに言及した上で、同草案31条によって、レフェレの訴えの内容を問うことなく、時効中断効をレフェレの訴えに拡張することが、債権者の権利を強化することになるという⁴⁸。また、修正提案の趣旨は、裁判上の呼出し、レフェレの訴え提起、支払命令又は差押えの中断効を、全ての訴え提起のための期間 (*les délais d'agir*)、すなわち、時効、「速やかに権利行使すべき期間 (*bref délai*)」⁴⁹及び除斥期間へ拡張することであるという⁵⁰。1985年4月10日、元老院第一読会は、修正提案を変更することなく可決した。修正された草案31条及び32条は、国民議会第二読会及び元老院第二読会で変更されることなく可決され、新交通事故賠償法37条、38条として成立し、1985年7月5日に公布された。これにより、レフェレの訴え提起が旧2244条の定める時効中断事由に追加された。

2 判例と学説の展開

(一) 1985年改正に対する学説の評価

(a) 改正前の旧2244条の時効中断事由に対する解釈

1985年の改正に対する評価を見る前に、改正前の旧2244条に列挙されていた時効中断事由（裁判上の呼出し、支払命令、差押え）に対する解釈を見ることとしたい。

バンドラックは、新たな時効理論の下で時効中断事由の再構成を試みる。バンドラックによれば、時効制度は、法に基づく権利関係と事実状態が乖離する場合に、事実状態を法的に承認する制度である⁵¹。消滅時効については、訴権の消滅時効と権利の消滅時効が別個の制度として観念される。バンドラックは、訴権の消滅時効が完成したとしても、債権者が債権につき債務名義を有する場合、債務者が強制執行を受ける可能性があることから、権利の消滅時効を認める必要があるという⁵²。なお、一般法上の消滅時効は、訴権の消滅時効と権利の消滅時効の両方の効力を持つ⁵³。バンドラックによれば、時効の中断は、法に基づく権利関係と事実状態が一致した結果として発生する。裁判上の呼出しは、訴権の行使であるから、訴権の消滅時効を中断させるが、権利の行使で

なく、かつ、権利と事実状態の乖離を終結させるものでもない。それゆえ、裁判上の呼出しによる権利の消滅時効の中断というものは、権利と事実状態の乖離を終結させる判決の効果を裁判上の呼出しの時点まで遡及させたものであって、擬制的なものである。なお、支払命令と差押えは、権利の行使であるから、権利の消滅時効のみを中断する⁵⁴。

バンドラックの裁判上の呼出しによる権利の消滅時効の中断の説明は、時効中断の根拠の権利確定説に近い。しかし、この時期の多くの学説は、従前と同じく、旧2244条の時効中断事由と旧2248条の時効中断事由を分けた上で⁵⁵、旧2244条による時効中断が権利者の行為を基礎としていると説明する⁵⁶。この説明は、権利者の権利行使に着目するものであるから、時効中断の根拠につき権利行使説をとるものといえよう。また、従前の学説と同様に、権利の承認を得ようとする意思が旧2244条の定める裁判上の呼出しの要件であるとする学説もある⁵⁷。

しかし、ストフェル・マンクは、判決による公権的な権利確定という結果ではなく、結果に至るまでの手続に着目すべきであるとする。ストフェル・マンクによれば、改正前の旧2244条の定める時効中断事由、すなわち、裁判上の呼出し、支払命令、差押えは、債権の存在を確認する又は債権を強制執行するために、公権力が債権者と債務者に介入するという点で共通するものである。そして、原告による裁判上の呼出しがなされた場合、被告は法廷で原告の請求を争い、その請求を棄却させることができる。つまり、改正前の旧2244条の定める時効中断事由は、いずれも、債務者が公的な場でその防御をなすことが認められている行為である⁵⁸。

(b) レフェレを時効中断事由とすることへの評価

レフェレは、本来、仮の裁判であり、公権的な権利確定をもたらすものではない。それゆえ、旧2244条の時効中断事由の解釈において、判決等による公権的な権利確定という結果を重視する見解は、1985年の改正を批判している。すなわち、時効中断事由へのレフェレの追加は、実務を考慮したものであって、

論理的なものでない。そして、この改正によれば、本案の判決を得ようとしていない行為であっても、弁済を得る意思を示しているものと誤解されることになるという⁵⁹。また、バンドラックは、実務上の重要性から導かれた1985年の改正が、消滅時効制度に対する緩和をもたらすという⁶⁰。

これに対して、ストフェル・マンクは、レフェレによる時効中断について説明していない。もっとも、レフェレの裁判においては、対審の原則が確保されている⁶¹。対審の原則とは、各当事者が攻撃・防御の自由を持ち、又は相手方の証拠資料を知り、かつそれを争う可能性と、証人尋問・鑑定などの証拠調べに立ち会う可能性を持つことをその本質とする⁶²。この対審の原則が確保されているのであるから、レフェレの裁判は、債務者が公的な場で防御をなすことが認められているものといえよう。したがって、ストフェル・マンク説によれば、改正された旧2244条に定められた時効中断事由は、いずれも、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められている行為であると説明できることになる。

(二) 裁判上の呼出し

(1) 旧2244条の裁判上の呼出し概念の拡大解釈

保険法改正前の学説は、裁判上の呼出しが判決による公権的な権利確定という結果に至ることを重視し、権利の承認を得ようという権利者の意思のあることが、旧2244条の裁判上の呼出しの要件であると解していた⁶³。もっとも、この意思の要件は、旧2244条の裁判上の呼出し概念の拡大解釈との関係で理解すべきものと思われる。権利行使説からすれば、権利者による権利行使行為であれば全て時効中断事由に当たると解することも可能である。実際、従前の学説と判例は、旧2244条の裁判上の呼出し概念を拡大解釈していた。権利の承認を得ようという権利者の意思の要件は、この拡大解釈に限界を定めるものであった。すなわち、この意思の要件には、権利行使説に基づく裁判上の呼出し概念の無制限な拡大解釈を防止するという意味があったと考えられる。

これに対して、ストフェル・マンク説は、公権的な権利確定という結果では

なく、結果に至るまでの手続に着目するものであった。すなわち、旧2244条の時効中断事由は、いずれも、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められている行為であると解する。それゆえ、この説からすれば、裁判所に対する請求のうち、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められているという要件を充足するものだけが、旧2244条の裁判上の呼出しに該当することになる。つまり、ストフェル・マンク説では、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められていることという要件が、権利行使説に基づく裁判上の呼出し概念の無制限な拡大解釈を防止することになる。

1985年以降、裁判上の呼出しの拡大解釈が問題となった事件を検討すると、破毀院は、旧2244条の裁判上の呼出しを拡大解釈しつつも、対審の原則が確保されている裁判上の請求だけを旧2244条の裁判上の呼出しに当たるとしている。すなわち、破毀院は、債権者による仲裁 (*arbitrage*) の申立て (破毀院第二民事部1985年12月11日判決 (JCP 1986. II. 20677 note Jean-Jaque TAISNE))⁶⁴と支払命令手続 (*injonction de payer*) の送達 (破毀院商事部1991年4月9日判決 (Bull. civ. IV, n° 136)) が裁判上の呼出しに当たるとした。両手続は、レフェレと同じく、対審の原則の確保された手続である。仲裁手続では、当事者の防御権のために、対審の原則が確保されねばならないとされている⁶⁵。また、支払命令手続は、債権者が裁判官に対して債務者へ支払命令を送達するように申し立てることにより開始する。債務者は、この命令が執行吏によって債務者へ送達されてから1か月以内に、書記官に対して異議を申し立てることができる⁶⁶。この異議は、事件を通常訴訟に移行するものであって⁶⁷、対審関係を支払命令手続に導入する方法である⁶⁸。

これに対して、破毀院第三民事部2005年11月9日判決 (Bull. civ. III, n° 219) は、訴訟に先立つ証拠調べの申請 (*requête*) による時効中断を認めなかった。この申請に基づく訴訟に先立つ証拠調べの命令は、相手方が申請を認識しない間に言い渡され⁶⁹、対審的關係なしにもたらされるものである⁷⁰。

このように、破毀院は、旧2244条の裁判上の呼出しを拡大解釈しつつも、対審の原則が確保されている裁判上の請求行為だけが旧2244条の裁判上の呼出しに当たるとしている。すなわち、破毀院においても、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められていることという要件が、旧2244条における裁判上の呼出しの拡大解釈の限界を定めるものとして機能していたといえよう。

(2) 裁判上の呼出しによる中断と相殺の関係

フランス法上の相殺には、法律上の相殺、約定上の相殺及び裁判上の相殺がある。このうち、法律上の相殺は、要件充足によって当然に効力が生じる。法律上の相殺の要件は、(1) 相互性、(2) 代替性、(3) 数額確定性、(4) 請求可能性の4つであるとされている⁷¹。なお、自然債務は、請求可能性の要件を欠くので相殺できない⁷²。

裁判上の相殺は、対立する債権の一つが、法律上の相殺の要件のうち数額確定性だけを欠く場合に認められるものである。この裁判上の相殺は、本訴被告が反訴において主張しなければならない⁷³。もっとも、本訴被告が相殺を主張する前に本訴被告の債権（自動債権）の消滅時効が完成していた場合、その債権（自動債権）が自然債務となり、請求可能性の要件を欠くので、本訴被告は裁判上の相殺を主張できなくなる。この場合において裁判上の相殺を主張するために、本訴被告は、本訴原告の債権（受働債権）に関する裁判上の呼出しによって、本訴被告の債権（自動債権）の時効も中断されたと主張することがある。破毀院社会部2004年12月14日判決（Bull. civ. V, n° 332）は、Y会社が特別手当を廃止したことから、Yの従業員Xが未払分の特別手当の支給を求める訴えを提起したところ、Yが、当該特別手当を廃止する際に賃金の中にその特別手当の一部が算入されていたとして、既にXに支払った賃金の中から特別手当に相当する額の返還を求める反訴を提起するとともに、Yの債権を自動債権とした裁判上の相殺を主張したところ、XがYの債権（自動債権）の時効消滅を援用したので、Xの裁判上の呼出しによってYの債権の時効も中断したとY

が主張した事案で、XとYの債権が同一の争点、すなわち従業員に対する報酬の支払い方法の問題に由来することから、Xの裁判上の呼出しがYの債権の時効も中断するとした⁷⁴。

(3) 勧解の申立てによる時効の中断

旧2245条につき、旧民事訴訟法上の勧解前置主義において原告が訴訟遅滞による不利益を被らないために、裁判上の呼出しの前の勧解の呼出しに時効中断効が与えられたと解する学説があった。しかし、旧民事訴訟法上の勧解前置主義は、1949年2月9日の法律によって廃止された⁷⁵。その結果、裁判上の呼出し前の勧解の呼出しに時効中断を定めた旧2245条は、その存在意義を失ったものと解されている⁷⁶。

この時期において、破毀院では、社会保障法上の勧解の申立てがなされた事案と給料債権の差押え前の勧解の申立てがなされた事案で、勧解の申立てに時効中断効が認められるかが争われた。なお、両事案ともに、旧2245条ではなく、旧2244条の適用が問題になった⁷⁷。

(a) 社会保障法上の勧解

フランスにおいて、労働上の事故による労災補償は社会保障制度の一環とされている。労働上の事故が発生した場合、被災労働者は24時間以内に使用者に、使用者は48時間以内に所轄の疾病保険初級金庫（Caisse primaire d'assurance maladie）に、それぞれ事故発生の通知をしなければならない。初級金庫において当該事故又は疾病の業務性があると認定された場合には、労災補償が給付される。労働上の事故の原因が使用者にある場合でも、被害者から使用者に対する損害賠償請求は原則として禁止されている。しかし、その事故が使用者又は企業管理上使用者に代わる者の「許し難い非行（faute inexcusable）」に起因する場合は、被害者から使用者に対する損害賠償請求が肯定される。もっとも、被害者又は被害者の権利承継人は、その訴えを提起する前に、初級金庫における勧解を申し立てなければならない⁷⁸。初級金庫における勧解において、初級金庫は調停人の役割を果たす。勧解において使用者の

許し難い非行等に関する合意が得られなかった場合、被害者又は被害者の権利承継人は使用者に対して、使用者らの許し難い非行の確認を求める訴えを社会保障裁判機関に提起できる⁷⁹。なお、許し難い非行の確認を求める訴権は、職業上の事故であることが確認された時から2年の時効にかかる⁸⁰。

破毀院社会部1986年6月23日判決（Bull. civ. V, n° 330）と破毀院社会部1987年10月7日判決（Bull. civ. V, n° 531）は、初級金庫に対する勧解の申立てが、許し難い非行の確認を求める訴権の消滅時効を中断するとした。後者において、破毀院は、労災事件において勧解が訴訟提起の前提条件であることから、その勧解の申立てが旧2244条の裁判上の呼出しに相当するという。

(b) 給料債権の差押え前の勧解

旧民事訴訟法557条以下に規定されていた「支払差止め＝差押え」において、差押債権者は、まず差押令状を第三債務者に対して送達し、次に、差押債務者に対して差押えを通知しなければならない⁸¹。

しかし、旧労働法における給料債権の「支払差止め＝差押え」は、旧民事訴訟法上のそれと異なるものである。旧労働法145-3条1項は、給料債権の「支払差止め＝差押え」につき、義務的な勧解前置主義を採用している。給料債権の「支払差止め＝差押え」の差押債権者は、まず初めに、大審裁判所書記官に対して勧解を申し立てねばならない⁸²。申立てを受けた書記官は、書留郵便にて差押債務者を裁判所に召喚する（旧労働法145-3条2項）。勧解が不調に終わった場合、権原が存在し、かつ債権の存在や債権額につき深刻な争いがなければ、裁判官は、命令によって「支払差止め＝差押え」を許可する（同145-4条3項）。この命令は、48時間以内に、第三債務者に対して通知される。この通知には、差し押さえられた債務の処分を禁止し、差押債務者に対する新たな差押えも禁止するという効果がある。続いて、利害関係人は、差押えの有効性を確認する裁判の申立てをする。この申立てから48時間以内に、書記官は、差押債権者と第三債務者を召喚しなければならない。そして、裁判官は、その差押えの有効、無効又は解除の判決をなす（同145-8条2項）⁸³。

破毀院第二民事部1988年6月8日判決（JCP 1988. II. 21199 note Jean-Jacque TAISNE）は、X会社が、1983年8月5日を弁済期としてYに対して金銭を貸し渡したものの、弁済がなかったことから、YのAに対する給料債権につき、裁判所書記官へ「支払差止め＝差押え」のための勧解を申立て、1984年9月18日に、「支払差止め＝差押え」の許可を得て、1985年12月4日、その差押えの有効性の確認を求める訴えを提起したところ、Yが消費者法上の2年の消滅時効を主張した事案において、旧2244条によれば、時効を中断するために、裁判上の呼出し又は差押えが中断効の及ぶ者に対して通知されねばならないとして、勧解の申立てが時効を中断しないとした。

(c) 小括

破毀院社会部1987年10月7日判決は、社会保障法上の勧解が訴訟提起の前提条件であることから、その勧解の申立てが旧2244条で定められた裁判上の呼出しに相当するとした。すなわち、この判決は、勧解が義務的であることに着目するものといえよう⁸⁴。

給料債権の差押え前の勧解も義務的な勧解であったが、破毀院第二民事部1988年6月8日判決は、給料債権の差押え前の勧解の申立てにおける通知に着目して、その申立てが時効中断事由に当たらないとする。確かに、旧民事訴訟法上の差押えでは、差押債権者自身が第三債務者等へ通知をするのに対して、給料債権の差押え前の勧解の申立てでは、差押債権者ではなく、申立てを受けた書記官が第三債務者へ通知をする。しかし、前掲・破毀院第二民事部1985年12月11日判決は、債権者が仲裁条項に基づいて時効期間内に裁判所に対して仲裁を申し立て、申立てを受けた書記官が債務者に通知したものの、通知が時効期間経過後に債務者に到達したという事案で、この仲裁の申立てが裁判上の呼出しに当たるとした上で、旧2244条が時効期間内の債務者の認識まで要求していないとして時効の中断を認めた。そうすると、破毀院第二民事部1988年6月8日判決は、旧2244条の通知の要件について、裁判上の呼出しに関しては柔軟に解釈するが、差押えに関しては厳格に解釈することを提言したと

見る余地もある⁸⁵。

これに対して、テスヌは、差押えによる時効中断の特徴に着目する。すなわち、差押えによる時効中断には、差押債権者が、差押えをなす限り、差押えによる時効中断効を恒久的に持続させることができるという特徴がある。それゆえ、テスヌは、差押え前の勧解の申立てに中断効を与えると、時効の中断期間が差押債権者によって不正に操作される恐れがあることから、本判決において給料債権の差押え前の勧解の申立てによる時効中断が否定されたと解する⁸⁶。

(4) 請求の取下げ

破毀院商事部1994年7月12日判決 (JCP 1995. II. 22494 note André PERDRIAU) は、請求が取り下げられたとしても、裁判上の呼出しによる時効中断効が保持される場合があるとする。本判決の事案は、次のようなものであった。X₁とX₂が、Y銀行のA・Bに対する債権を被担保債権とした保証契約をYと締結した後、A・Bの清算が開始されたので、1979年3月19日、YがX₁とX₂に対して保証債務の履行を求めて訴えを提起したところ、A・Bに対する金融支援を打ち切ったYの態様にフォートがあるとして、XらがYに対して損害賠償の支払いを求める反訴を提起した。1983年4月12日、破毀院は、Xらの請求を認容した原判決を破棄し、モンペリエ控訴院に移送した。モンペリエ控訴院において、Xらは、反訴と同一のフォートを根拠とした別個の損害賠償を求める追加的請求を主張したものの、1984年10月30日の申立趣旨書において、その追加的請求を取り下げた。なお、Xらは、その取下げにかかる申立趣旨書において、「暫定的に、X₁とX₂は控訴院における追加的請求を放棄する。」「我々は、後に、補充的損害の賠償を求める訴えを管轄ある裁判所に対して提起するということを確認に留保する。」と述べていた。Yの保証債務の履行請求の棄却が確定した後、1989年9月14日、Xらが、Yに対して、モンペリエ控訴院での追加的請求において主張した損害賠償を求める訴えを提起したものの、原審が商法上の5年の消滅時効の完成を認めたので、Xらは上告した。破毀院は、純粹かつ単純に訴訟を取り下げられた場合にだけ、請求の取下げは時効中断効を失うのであ

り、取下げにおいて訴権が後に再行使されることが示されている場合には、旧2246条によって裁判上の呼出しや附帯請求に与えられた時効中断効が保持されるとした上で、1984年10月30日の申立趣旨書において、Xらが後に損害賠償を請求するという留保を留保していたとして、原判決を破棄した。

ペルドリオは、本判決に三つの不都合があるとする。第一に、本判決によれば、請求の取下げによって時効の中断効を失わせるためには、請求の取下げが「純粹かつ単純」でなければならないという解釈を導く。つまり、本判決によれば、純粹かつ単純な請求の取下げであることが、旧2247条でいう請求の取下げの要件となる。第二に、旧2247条の文言が取下げの方式を区別していないにもかかわらず、請求の取下げに留保さえあれば、どのような留保であっても、旧2247条が適用されなくなる。第三に、本判決の解釈は、時効制度を否定するような債権者の行動を導く恐れがある。すなわち、本判決の解釈によれば、債権者は、時効期間内に裁判上の呼出しをし、再請求を留保した上で請求を取り下げるという方法で、時効の完成を容易に妨げることができるようになる。

そこで、ペルドリオは、本判決の事案に着目する。本判決は、控訴審において追加的請求がなされた事案である。新民事訴訟法564条によれば、新たな申立てを控訴院に提出することができない。控訴院における追加的請求が新たな請求に当たる場合、その追加的請求は管轄のない裁判所に対する請求と等しい。したがって、ペルドリオは、本判決が、管轄のない裁判所に係属された請求が後に取り下げられたとしても時効中断効を失われないという意味で、旧2247条の解釈の限界を定めたものであると解する⁸⁷。

(5) 召喚状の失効

大審裁判所における通常の手続は、(1)原告の被告に対する召喚状の送達、(2)被告による弁護士選任、(3)裁判所書記官への召喚状の写しの寄託、(4)裁判所での手続開始という過程を辿る。訴訟は、(3)の段階で初めて裁判所に係属することになる。なお、旧2244条でいう「裁判上の呼出し」は、(1)の

段階を意味している⁸⁸。

召喚状の送達から4か月以内に召喚状の写しが書記官に寄託されない場合、召喚状は失効 (*caducité*) する⁸⁹。召喚状の失効は、訴訟手続の消滅をもたらす⁹⁰。破毀院では、召喚状が失効した場合に、裁判上の呼出しによる時効中断効も失われるのかが問題となった。破毀院第二民事部1982年12月2日判決 (Bull. civ. II, n° 158) は、召喚状の失効が、純粹なる手続問題であって、裁判上の呼出しによる時効中断効を失わせないとした⁹¹。しかし、この判決の差戻審が時効中断効を否定したので⁹²、再び上告されたところ、破毀院大法廷1987年4月3日判決 (JCP 1987. II. 20792 ; RTD civ 1987.401 obs Roger PERROT) は、召喚状の失効が裁判上の呼出しによる時効中断効を失わせるとした。

ペロによれば、召喚状の失効は、行為の効果を将来に向けて失わせるだけでなく、方式違反の場合と同様に、その行為を根本的に無価値なものとする。召喚状の失効と方式違反による無効は、方式違反が行為の成立に関する瑕疵であるのに対して、召喚状の失効が行為の成立後に発生するものであるという点が異なるにすぎない⁹³。ペロ以外の学説も、召喚状の失効によって、裁判上の呼出しによる時効中断効が失われるとしている⁹⁴。

なお、破毀院第二民事部2001年12月3日判決 (Bull.civ. II, n° 195) は、召喚状が方式違反の場合、旧2247条に基づいて裁判上の呼出しによる時効中断効が失われるとしている。

(三) レフェレと旧2247条

破毀院は、レフェレの発令要件を欠いたレフェレの訴え提起に対して旧2247条が適用されるとする。破毀院第一民事部1996年2月27日判決 (Bull. civ. I, n° 111) は、1984年、Xにつき事故が発生し、Xが保険会社Yから保険契約に基づく保険金の支払いを受けていたものの、1985年にYがその支払を中止したので、1987年2月、Xが仮払いを求めるレフェレの訴えを提起したが、1987年3月11日、債務の存在が真の争いとなりえない場合にだけ、レフェレ

に関する裁判官が仮払いを命ずることができるのであって（新民事訴訟法809条2項）、本案受理裁判官における文言解釈を必要とする異議がYから提出されている以上、Xの請求に理由がないとの命令が言い渡されたので、1989年6月30日、Xが大審裁判所に訴えを提起したところ、Yより保険法に基づく2年の消滅時効が主張された事案で、レフェレの管轄のある裁判官が新民事訴訟法809条2項の要件の欠缺を理由として請求を否定する命令を言い渡した場合、その命令が、レフェレの管轄に関する判断でなく、レフェレの本案に関する判断であるから、そのレフェレの訴え提起に対して旧2247条が適用され、レフェレの訴え提起による時効中断効が失われるとした⁹⁵。

（四）差押えに関する立法と時効の中断

1991年7月9日の法律は、一般法上の保全差押え（*saisie conservatoire de droit commun*）を定めた⁹⁶。一般法上の保全差押えは、債務者がその債権の担保となる財産を隠匿しないようにするための制度である⁹⁷。債権者が債務名義を持たない場合、債権者は、この差押えをするために執行担当裁判官の許可を得なければならない（1991年7月9日の法律68条）。動産に関する一般法上の保全差押えは、執行吏が債務名義又は裁判上の許可に言及した調書を作成することにより開始し、差し押さえられた財産の処分が禁じられる（同法律74条）⁹⁸。同法律71条は、旧2244条が適用されることを明確にするために、一般法上の保全差押えの債務者への通知によって、その差押えの原因となる債権の時効が中断すると定める⁹⁹。

一般法上の保全差押えは、債権者が債務名義を持たなくとも実行しうるものである。そのため、この保全差押えは、債務名義による公権的な権利確定を伴うものではない。もっとも、債権者が債務名義を持たない場合における執行担当裁判官の許可手続は、対審的議論を経なければならないとされている（同法律69条3項）。それゆえ、一般法上の保全差押えは、レフェレと同様に、債務者が公的な場で防御をなすことが可能な行為であるといえよう¹⁰⁰。

(五) 裁判外の催告と合意による時効中断事由の追加

破毀院第三民事部1996年3月6日判決（Bull. civ. III, n° 64）は、裁判外の催告（*sommation interpellative*）による時効中断を認めなかった。もっとも、破毀院第一民事部2002年6月25日判決（Bull. civ. I, n° 174 ; D. 2002. 155）は、当事者の合意によって、裁判外の催告を時効中断事由に追加できるとする。本判決の事案は、X会社（フランステレコム社）が、Yと通信契約を締結し、通話料の支払を求める訴えを提起したところ、Yが郵便・電信に関する法典の定める1年の消滅時効を主張したので、Xが、利用者との通信契約約款の中に、手紙の送付を消滅時効中断事由とする旨の条項があり、Xによる請求書の送付によって時効が中断していると主張したというものであった。破毀院は、本判決で、旧2244条の規定が公序ではなく、両当事者がそれに反することも可能であり、加入者若しくはXからの手紙の送付が消滅時効を中断する旨を約款で定めているとして、時効中断を認めた。

旧2244条が公序ではなく、当事者が、その合意によって、民法典に定められた中断事由から生じる中断効を拒絶することや、裁判上の請求でない行為を中断事由に追加することができるとする学説もある¹⁰¹。これに対して、ストフェル・マンクは、本判決を次のように批判する。確かに、保険法は、書留郵便の送付による保険金支払請求権の消滅時効の中断を認めている。しかし、保険法で書留郵便による中断が認められるのは、裁判外の請求が訴え提起と密接な関係を有するからである。すなわち、保険金詐欺を起こしていない限り、書留郵便を送付した被保険者は、すぐに訴えを提起するであろうと予測される。本件で問題となった手紙の送付は、訴え提起への迅速な移行が想定されるものでない。それに、本判決のように単なる手紙の送付にまで時効中断効が認められるならば、永久に時効が完成しないこととなり、時効完成前の放棄を否定した旧2220条に反するだけでなく、時効の機能それ自体を脅かすことになる¹⁰²。

3 小括

1985年の改正による旧2244条へのレフェレの訴え提起の追加は、旧2244条

の新たな解釈を導くものであった。これまでの学説は、時効中断事由の根拠につき権利行使説に立ちつつも、裁判上の呼出しが判決による公権的な権利確定という結果に至ることを重視していた。そのため、旧2244条の裁判上の呼出しの要件として、権利の承認という結果を得ようという権利者の意思が必要であると解していた。もっとも、この要件には、権利行使説に基づく裁判上の呼出し概念の無制限な拡大解釈を防止するという意味があった。判決による公権的な権利確定という結果を重視する学説は、1985年の改正による旧2244条へのレフェレの訴え提起の追加が実務上の要請に基づくにすぎないとして批判する。これに対して、ストフェル・マンクは、権利行使説に立ちつつ、公権的な権利確定という結果ではなく、権利者の行為から導かれる手続を重視する。この説からすれば、レフェレを含めた旧2244条の定める時効中断事由は、いずれも、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められている行為であると解される。それゆえ、債権者からの請求につき債務者が公的な場で防御をなすことが認められていることという要件が、権利行使説に基づく裁判上の呼出し概念の無制限な拡大解釈を防止することになる。破毀院は、旧2244条の裁判上の呼出しの拡大解釈が問題となった事件において、対審の原則が確保された行為、すなわち、債権者からの請求につき債務者が公的な場でその防御をなすことが認められている行為を、旧2244条の裁判上の呼出しに当たるとしている。

また、1991年7月9日の法律は、債務名義を持たなくともなし得る一般法上の保全差押えの債務者への通知が、時効を中断すると定めている。

なお、旧2244条の裁判上の呼出しの拡大解釈以外にも、請求の取下げでも中断効が保持を認める判決や合意による時効中断事由の追加を認める判決もあった。これらの判決は、時効中断事由の更なる拡大を導くものもあった。しかし、学説は、これらの判決が時効の完成を容易に妨げ、時効制度自体を脅かすと批判する。

-
- 1 保険法の起草過程については、大森忠夫「保険契約法」烏賀陽然良・齋藤常三郎編『現代外国法典叢書 仏蘭西商法 [I]』(有斐閣, 1957年(復刻版。初版1940年)) 5頁以下, Justin GODART et André PERRAUD-CHARMANTIER, Code des assurances, 3^eéd., 1947, pp. 14 et s., n^o 43 et s. を参考にした。
 - 2 Doc. ch. dép., annexe, 1904, n^o 1918, p. 918.
 - 3 Alcide DARRAS, Rapport sur la question du contrat d'assurances in : Bulletin de la Société d'études législatives, quatrième année (1905), pp. 402 et s. なお, 利害関係人による任意的な鑑定人の選任は時効中断事由の債務承認(旧2248条)に当たるとする(DARRAS, op.cit., p.403.)。
 - 4 1906年の草案40条(Doc. ch. dép., annexe, 1906, n^o 3052, p. 214 ; Doc. ch. dép., annexe, 1906, n^o 89, p. 579.), 1907年の草案40条(Doc. ch. dép., annexe, 1907, n^o 768, p. 148.), 1920年の草案38条(Doc. ch. dép., annexe, 1920, n^o 491, p. 412.), 1922年の草案38条(Doc. ch. dép., annexe, 1922, n^o 4973, p. 123 et 126.)。
 - 5 Doc. ch. dép., annexe, 1925, n^o 1544, p. 637.
 - 6 Doc. ch. dép., annexe, 1926, n^o 3316, p. 1159.
 - 7 破毀院民事部1938年1月25日判決(DH. 1938. 179)は, 保険者Xが被保険者Yに対して送付した二通の書留郵便のうち一通が, 名宛人による受取り拒否の記述つきでXに返送された事案において, 書留郵便の送信それ自身が中絶的効力を有するとしている。
 - 8 1972年4月4日, 1930年の保険法を改正する法律の草案が国民議会で提出され, 同年5月9日に同草案が可決し, 元老院に送付された。元老院の憲法・立法・国家一般行政委員会は, 「時効は, 時効中断の通常の原因の一つ, 又は, 事故発生に際しての鑑定人の選任により中断する。その外に, 保険者又は被保険者の書留郵便の送付によっても生じうる。本条文は, 本法律が効力を有する前に締結された契約にも適用される。」という条文を付加する修正提案を提出した。同年6月13日, この修正提案は, 1930年の保険法を改正する法律の草案3条 bis として採用され, 同年同月14日に国民議会の憲法・立法・国家一般行政委員会に送付された(J.O., Sénat, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraux des séances du 13 juin 1972, p. 944.)。国民議会において, 政府は, 同草案3条 bis に対して, 元老院で採択された条文が過度に一般的で曖昧であったとして, (1) 被保険者が保険者に宛てた書留郵便の送付によって保険金支払請求権の時効のみを中断できるとすること, (2) 配達証明付の書留郵便だけが時効を中断できるとする修正提案を提出した。(J.O., l'Assemblée Nationale, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraux des séances du 28 juin 1972, pp. 2953-2954.)。同年同月28日, 国民議会第二読会において修正提案が採択され, 同年同月29日, 本条文は, 変更を受けることなく可決, 成立し, 同年7月11日に公布された。

現在, 保険法典が制定されており, この規定は保険法典L. 114-2条として取り入れられている。
 - 9 Lucien SICOT et Henri MARGEAT, Précis de la loi sur le contrat d'assurance, 4^e éd., 1962, p.169., n^o 272.
 - 10 BAUDRY-LACANTINERIE et TISSIER, op.cit., p. 406., n^o 543 ; Marcel PLANIOL et George RIPERT, Traité pratique de droit civil Français, t.7., 1931, p. 699., n^o 1369.)

なお、訴訟終結まで時効の進行が停止状態にあるとする学説もある（C. BUFNOIR, J. CHALLAMEL, J. DRIOURX, F. GENY, P. HAMEL, H. LEVY-ULLMANN et R. SALEILLE, Code civil allemand traduit et annoté, 1904, pp. 309 et s.）。

- 11 LAURENT, op.cit., p.170., n° 162.
- 12 破毀院予審部1849年12月17日判決（S. 1850. 1. 122）。なお、本判決は、管轄違いの裁判上の呼出しについて管轄違いを宣言する判決が出された事案において、管轄違いを宣言する判決まで時効が完成しないとしたもの、その判決から新たな裁判上の呼出しまでに時効が完成しているとしている。
- 13 後に見るように、1985年の改正において旧2244条にレフェレによる中断が追加された。破毀院第二民事部1991年3月6日判決（Bull. civ. II, n° 77）は、旧2244条に基づくレフェレによる中断においても、鑑定命令の時から時効が再開するとした。なお、破毀院第一民事部2002年9月18日（Bull. civ. I, n° 206）は、レフェレに基づく鑑定に任意的に参加しただけでは時効が中断しないとす。
- 14 Gabriel MARTY et Pierre RAYNAUD., Droit civil., t. 2., 1^{er} vol., 1962, pp. 872-873., n° 871 ; Alex WEILL et François TERRE, Droit civil, Les obligations, 2^e éd., 1975, pp. 1108-1109., n^{os} 1112 et s ; Jean CARBONNIER, Droit civil, t.3., 8^e éd., 1975, p. 243., n° 63 ; Henri et Leon MAZEAUD, Jean MAZEAUD, Leçons de droit civil, t. 2., vol. 1., 6^e éd., par Michel de JUGLAT et Francois CHABAS, 1978, p. 1163., n° 1178.
- 15 MARTY et RAYNAUD., loc.cit. カルボニエも、旧2244条上の行為によって、権利者が権利を放棄していないことが示されているとする（CARBONNIER, loc.cit.）。
- 16 WEILL et TERRE, loc.cit.
- 17 H., L. et J. MAZEAUD, loc.cit.
- 18 H., L. et J. MAZEAUD, loc.cit.
- 19 MARTY et RAYNAUD., loc.cit.
- 20 Georges RIPERT et Jean BOULANGER, Traité de droit civil d'après le traité de PLANIOL, t. 2., 1957, p. 712., n° 2021.
- 21 手形引受人が破産した場合における所持者による手形の届出も時効を中断する（破毀院商事部1951年1月10日判決（D. 1951. 310））。
- 22 受命裁判官の関与による配当順位とは、裁判上の協議手続による配当順位も合意による配当順位もない場合に、財産分割執行において受命裁判官の関与によって、債務者と複数の不動産抵当権者又は先取特権債権者の間で定められる不動産売却代金の配当順位のことをいう（山口編・前掲『フランス法辞典』406頁）。
- 23 堤龍彦「フランスにおける民事保全」中野貞一郎ほか編『民事保全講座』1巻152頁（法律文化社、1996年）。
- 24 司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』201頁（法曹会、1993年）。
- 25 信濃孝一「仮処分訴訟の新たな展開 簡易訴訟としての仮払レフェレ」39頁以下（1987年）。
- 26 前掲・『フランスにおける民事訴訟の運営』209頁。もっとも、レフェレの命令は、債務名義となる（民事訴訟法514条2項）（堤龍彦「フランスにおける仮処分」神戸学院法学22巻3・4号309頁（1992年））。

- 27 信濃・前掲「仮処分訴訟の新たな展開」25頁以下、本田耕一『レフェレの研究』249頁（中央経済社、1997年）。
- 28 信濃・前掲「仮処分訴訟の新たな展開」49頁以下。
- 29 前掲『注釈フランス新民事訴訟法典』419頁注（2）。
- 30 山本和彦「レフェレ手続の近況」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進』201頁（判例タイムズ社、1994年）。
- 31 堤・前掲「フランスにおける民事保全」156頁。また、テスヌも、1985年改正前になされた仮払いレフェレの訴え提起に時効中断効を認めた破毀院第一民事部1988年7月6日判決（JCP. 1988. II 21194 note Jean-Jacque TAISNE.）の評釈において、仮払いレフェレの段階で訴訟が終結し、最終的に本案の請求に至らないことも少なくないこと等から、本案の請求と仮払いレフェレの請求の間に大きな差異がないという（Jean-Jacque TAISNE. JCP. 1988. II 21194.）。
- 32 Gabriel MARTY et Pierre RAYNAUD, *op.cit.*, p. 872., n° 871 ; Louis JOSSERAND, *Cours de droit civil positif français.*, t.1., 1932, p. 817., n° 1581.
- 33 RIPERT et BOULANGER, *op.cit.*, p. 713., n° 2021.
- 34 この期間制限は、旧民事訴訟法23条（新民事訴訟法1264条）で定められている。これは、真の消滅時効ではないものの、一般法上の中断事由に従うと解されている（Marcel PLANIOL et Georges RIPERT, *Traité pratique de droit civil français*, t. 3., 2^e éd par Maurice PICARD, 1952, p.197., n° 188.）。
- 35 Ernest FRANK, D. 1976. 243-245.
- 36 Roger Perrot, *RTD Civ* 1976. 620 ; Elisabeth MICHELET, *La règle du non-cumul du possesioire et du pétitoire*, 1973, pp. 223 et s.
- 37 同趣旨を述べる者として、JOSSERAND, *op.cit.*, pp.817-818., n° 1582 ; RIPERT et BOULANGER, *op.cit.*, p. 713., n° 2022.がある。
- 38 同旨の判決として、破毀院第二民事部2004年12月16日（*Bull. civ. II*, n° 531）がある。
なお、学説には、管轄違いの裁判上の呼出しが裁判所によって職権で移送されることを旧2246条の根拠とするものがあった。しかし、破毀院第一民事部1975年1月21日判決（*Bull. civ.*, I. no 22.）は、職権で移送されなかった管轄違いの裁判上の呼出しにも時効中断効を認めている。
- 39 この事件の詳細は明確でない。XらはAの建設した不動産甲の区分所有権を購入した者であり、Yは甲の躯体の建設者であったようである。XがYと請負契約を締結したのが明らかでないが、Xの欠陥（*maffaçon*）に関する損害賠償請求に対する抗弁として10年の担保責任期間を主張している。この期間の根拠条文も判決文上不明であるが、恐らく、旧2270条の10年の期間制限であろう。そのため、XY間に何らかの形で請負契約が存在したものと推認される。
- 40 改正内容については、古軸隆介「フランス法における「建造者の責任」（2・完）」成蹊法学32号35頁（1991年）参照。
- 41 通説は、旧2270条の期間制限が引受け時を起算点とする除斥期間であると解していた。なお、この期間は裁判上の呼出しによって中断しうる（Marcel PLANIOL et Georges RIPERT, *Traité pratique de droit civil français*, t. 11 par Andre ROUAST, Rene

- SAVATIER, Jean LEPARGNEUR et Andre BESSON, 1954, pp. 206-203., n^{os} 958-960.)。
- 42 J.O., Sénat, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraux des séances du 3 nov 1977, p. 2252.
- 43 国民議会で、いくつかの修正提案が提出された。国民議会の憲法・立法・国家一般行政委員会の提出した修正提案16号は、レフェレを含む全ての訴え提起の効果を時効停止とするものであった。また、修正提案75号は、仮払いレフェレも含めて全ての訴え提起が時効を中断するとしていた。国民議会で、同委員会の委員長であるフォワイエが、個人的意見であると前置きした上で、次のような意見を述べた。旧2270条の期間制限は時効ではなく、除斥期間であると解されている。除斥期間は、時効と違って中断や停止が不可能である。元老院は、この期間を時効期間に変えようとし、中断も認められるとしている。しかし、我々の委員会は、これは過度なものであると考える。それは、裁判上の呼出しによって、この責任が延長する恐れがあるからである。このことは、あらゆる種類の不都合の可能性、とりわけ、保険者の担保期間の延長に伴う、保険料の増額の可能性を孕んでいる。これは、レフェレの訴え提起によって時効が中断されることになった場合、より重大なものとなる。そこで、我々委員会は、より穏便な方法である停止を利用する可能性を考えてみた。しかし、停止と考えた場合、停止の起算点を考えることは困難でないが、停止が終了する時点を確定することが困難である。この問題についての最も良い解決方法は、以前の法を変えないことであり、この期間が除斥期間であると言うことを維持することである、と (J.O., l'Assemblée Nationale, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraux des séances du 19 dec 1977, pp. 8985-8988.)。
- 44 Frédéric ZENATI, RTD Civ. 1985.796.
- 45 J.O., annexes, l'Assemblée Nationale, 1984, n° 2391.
- 46 J.O., annexes, l'Assemblée Nationale, 1984, n° 2485.
- 47 J.O., l'Assemblée Nationale, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraux des séances du 17 décembre 1984, p 7047.
- 48 J.O., annexes, Sénat, 1985, n° 225.
- 49 元老院の立法委員は、この期間に関する具体的な条文を示していないが、恐らくフランス民法1648条1項の期間制限を指すのであろう。フランス民法1648条1項は、瑕疵担保責任を追及する訴権につき、瑕疵の性質や売買値の慣行に従い、「速やかに (dans un bref délai)」行使しなければならないと定めている。なお、フランス民法1648条1項の期間制限は、後に「瑕疵の発見から2年内」に行使するよう改められた (金山・前掲『時効における理論と解釈』171頁)。
- 50 J.O., Sénat, Débat parlementaires, Comptes rendus intégraul des séances du 10 avril 1985, p. 217.
- 51 Monique BANDRAC, La nature juridique de la prescription extinctive en matière civil, 1986, pp. 221 et s., n^{os} 239 et s. また、拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察 (二・完)」富大経済論集54巻3号68頁 (2009年)も参照。
- 52 BANDRAC, op.cit., pp. 61-62., n° 51. なお、フランス法上、「訴権」と「強制執行を求める権利」は概念上区別されている (Nicolas CAYROL, Rép. pr. civ., Action en justice, n^{os} 122 et s.)。

- 53 BANDRAC, *op.cit.*, p. 63., n° 52.
- 54 BANDRAC, *op.cit.*, pp. 69 et s., n° 59 et s ; Monique BANDRAC, Les tendances récentes de la prescription extinctive en droit français, RIDC., 1994, p.372., note 52.
- 55 Gabriel MARTY, Pierre RAYNAUD et Philippe JESTAZ, Droit civil, Les obligations, t. 2., 2° éd, 1989, p. 297., n° 336 ; Henri et Leon MAZEAUD, Jean MAZEAUD et Francois CHABAS, Leçons de droit civil, t. 2., vol. 1., 8° éd., 1991, p. 1216., n° 1178 ; Phillippe MALAURIE et Laurent AYNES, Cours de droit civil, t. 6., 11° éd., 2001, n° 148., p. 110 ; Jean CARBONNIER, Droit civil, vol. 2., 2004., 1^{re} éd., coll. Quadrige, p.1819., n° 855 ; Jacque GHESTIN, Marc BILLIAU et Gregoire LOISEAU, Traité de droit civil, Le régime des créances et des dettes, 2005, p. 1208., n° 1184.
- 56 なお、旧2248条につき、従前と同様に、既に進行した時効の放棄とする説 (MALAURIE et AYNES, *op.cit.*, p. 110., n° 148 ; MARTY, RAYNAUD et JESTAZ, *op.cit.*, p. 296., n° 336 ; Francois TERRE, Philippe SIMLER et Yves LEQUETTE, Droit civil, Les obligations, 9° éd., 2005, p. 1407., n° 1498.) と、承認による権利行使妨害とする説 (H., L. et J. MAZEAUD et CHABAS, *loc.cit.*) がある。
- 57 TERRE, SIMLER et LEQUETTE, *op.cit.*, p. 1409., n°1499.
- 58 Philippe STOFFEL-MUNCK, D. 2002. 159. また、テスヌは、民法典が、旧2247条において、請求を認容する判決が裁判上の呼出しによる時効中断の条件であるとするので、請求によって導かれる裁判上の弁論の枠組みと債務者の利益を結びつけていることを示しているという。そして、被告の利益保護としては、裁判上の弁論が法的な順序や規則に従って運営されることで十分であるとする (Jean-Jaque TAISNE, JCP 1986. II. 20677.)。
- 59 TERRE, SIMLER et LEQUETTE, *op.cit.*, p. 1409., note 1 ; MARTY, RAYNAUD et JESTAZ, *op.cit.*, p. 297., n° 336.
- 60 BANDRAC, Les tendances récentes de la prescription extinctive en droit français, p. 373., n°25.
- 61 Serge GUINCHARD, Frédérique FERRAND et Cécile CHAINAIS, Procédure civile, 29° éd., 2008, p. 325., n° 272.
- 62 山口編・前掲『フランス法辞典』122頁。
- 63 拙稿・前掲「フランスにおける消滅時効の中断(一)」126頁。
- 64 本判決は、債権者が時効期間内に仲裁の請求 (la demande d'arbitrage) をしたにもかかわらず、仲裁裁判所への訴訟係属の通知が時効完成後に債務者に到達したという事案で、旧2244条が時効を妨げたい者に対して中断行為をすることを定めるのみであり、時効期間内における債務者の認識まで要求していないとして、時効中断を認めるものである。
- 65 Bertrand MOREAU, Rép. proc. civ, Dalloz, v° Arbitrage en droit interne, n° 288 et s.
- 66 GUINCHARD, FERRAND et CHAINAIS, *op.cit.*, pp. 874 et s., n° 1074 et s.
- 67 山本和彦『フランスの司法』236頁。
- 68 Cecile BRAHIC-LAMBREY, Rép. proc. civ, Dalloz, v° Injonction de payer, n° 71.
- 69 GUINCHARD, FERRAND et CHAINAIS, *op.cit.*, p. 308., n° 251.
- 70 GUINCHARD, FERRAND et CHAINAIS, *op.cit.*, pp. 324-325., n° 268-271. また、破毀院混合部2006年5月26日判決 (Bull. civ. mixte, n° 3 ; JCP 2006. II. 10129 note Herve

- CROZE) も、抵当権の登記の更新に時効中断効がないとしている。被担保債権につき確定期限が定められている場合、抵当権の登記の効力は、その期限から1年後までと定められている(2434条1項、2項(平野裕之・片山直也「フランス担保法改正オールドナンスによる民法典等の改正及びその報告書」慶応法学8号(2007年))。抵当権設定登記の効力を保存するには、効力消滅の日までに抵当権の登記を更新しなければならない(2435条1項)。この更新は債権者が単独でなし得る保存行為であるから(Philippe SIMLER et Philippe DELEBECQUE, *Droit civil, Les sûretés, La publicité foncière*, 6^e éd., 2012, p. 511., n° 566.), 債務者が防御できない行為に当たるといえよう。
- 71 深谷格『相殺の構造と機能』46頁(成文堂, 2013年), 野村豊弘「フランス法における相殺と金融取引」金融法務研究会『相殺および相殺的取引をめぐる金融法務上の現代的課題』13頁(2013年), <http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news250227.pdf>
- 72 CARBONNIER, *op. cit.*, p. 2487., n° 1253.
- 73 MARTY, RAYNAUD et JESTAZ, *op.cit.*, p. 235., n° 263.
- 74 破毀院社会部2006年12月21日判決(Bull. civ. V, n° 411)も、裁判上の相殺につき、本訴請求によって反訴原告の権利の時効も中断するとした。なお、法定相殺と時効中断の関係が争われた破毀院商事部1997年1月14日判決(Bull. civ. IV, n° 16)は、本訴原告の裁判上の呼出しが本訴被告の自働債権の消滅時効を中断しないとする。
- 75 拙稿・前掲「フランスにおける消滅時効の中断(一)」128頁脚注(20)参照。
- 76 MARTY, RAYNAUD et JESTAZ, *op.cit.*, p. 872., note 4.
- 77 両判決ともに、旧2245条が適用されない理由に触れていない。恐らく、勸解前置主義を廃止する1949年2月9日の法律によって、旧2245条が存在意義を失ったという解釈が影響を与えているのであろう。
- 78 1976年12月6日の法律L. 454-4条は、初級金庫による勸解の前置の必要性について明言していないものの、Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale*, 1988, 11^e éd., p. 526., n° 217. は、このように解している(同法L. 454-4条は、現在、社会保障法典L.468条となっている)。なお、1976年12月6日の法律制定前においては、初級金庫による勸解が法律上規定されていないので義務的なものでないと解されていた(Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale*, 1975, 9^e éd., p. 499., note 2.)。
- 79 DUPEYROUX, *op.cit.*, p. 526., n° 217. 岩村正彦「労災補償と損害賠償」328頁以下(有斐閣, 1984年), 藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障6 フランス』[岩村正彦]153頁以下(東京大学出版会, 1999年)。
- 80 DUPEYROUX, *op.cit.*, p. 501., n° 200.
- 81 若林安雄「フランス債権差押手続 上」近大法学19巻1号30頁以下(1971年)。
- 82 山本和彦「消費者信用における賃金の責任財産性の検討」中野貞一郎ほか編『民事手続法学の革新 下巻』292頁以下(有斐閣, 1991年)。
- 83 Jean VINCENT et Jacques PREVAULT, *Voies d'execution*, 6^e éd., 1987, pp. 279 et s., n^{os} 316 et s.
- 84 義務的でない勸解の呼出しによる中断効が問題となった破毀院第三民事部1998年2月18日判決(Bull. civ. III, n° 38)は、貸主による商事賃貸借の賃料の改訂のための勸解の呼出しの時効中断効を否定した。がある。1989年12月31日の法律によって改正された1953年9

月30日のデクレ23-6-1条1項（現在の商法典L. 145-35条）は、商事賃貸借の賃料の改訂について、調停委員会（*commission de conciliation*）に申立てることができるものと定めているが、この商事賃貸借の賃料の改訂に関する勧解は義務的なものでない（破毀院第三民事部1993年2月3日判決（*Bull. civ. III, n° 13*）。現在の商法典L. 145-35条の勧解も義務的なものでない（永澤亜季子「フランスでの商事賃貸借制度の枠組み」*ジュリスト*1470号63頁脚注(11)（2014年））。

以上は債権者が勧解を申し立てた事案であるが、債務者が消費者法典L. 331-1条以下に基づいて多重債務委員会に対して勧解を申し立てた事案において、破毀院第一民事部1999年5月19日（*Bull. civ. I, n° 169*）は勧解による時効中断を認めている。

85 Jean-Jacque TAISNE, *JCP* 1988. II. 21199.

86 また、テスヌは、旧2245条との関係についても指摘する。民法典の立法担当者は、旧2245条について、勧解からすぐ後に（*de près*）裁判上の呼出しがなされねばならないと考えており、新民事訴訟法835条も、この趣旨から、勧解が試みられた時点から2ヶ月内に裁判上の呼出しがなされた場合に、勧解の呼出しによって時効が中断すると定めている。しかし、給料債権の「支払差止め＝差押え」前の勧解の申立ての後に差押えの有効性確認訴訟の申立てをなすべき期間は定められていない（*TAISNE, loc.cit.*）。

87 新時効法制定後の破毀院社会部2008年7月9日判決（*Bull. civ. V, n° 158*）も、原告がA裁判所に訴えを提起した後に、同一の請求をB裁判所に提起し、Aにおける請求を取下げた事案で、同じ係争が別の裁判所に係属されていることを理由に取下げることが原告が明示しているとして、時効の中断効の失効を否定した。

88 司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』46頁以下（法曹会、1993年）。

89 前掲『注釈フランス新民事訴訟法典』253頁、前掲『フランスにおける民事訴訟の運営』46頁以下。

90 GUINCHARD, FERRAND et CHAINAIS, *op.cit.*, p. 807., n° 973.

91 破毀院第二民事部1985年2月13日判決（*Bull. civ. II, n° 36*）も、召喚状の失効によって中断効が失効しないとした。

92 Roger PERROT, *RTD civ* 1986.182.

93 Roger PERROT, *RTD civ* 1987. 400.

94 MARTY, RAYNAUD et JESTAZ, *op.cit.*, p. 296., n° 336 ; H. L. et J. MAZEAUD et CHABAS, *op.cit.*, p. 1216., n° 1178 ; MALAURIE et AYNES, *op.cit.*, p. 111., n° 148 ; TERRE, SIMLER et LEQUETTE, *op.cit.*, p. 1409., n° 1499 ; Alain BENABENT, *Droit civil, Les obligations*, 11^e éd., 2007, p. 645., n° 903.

95 破毀院商事部2000年10月24日判決（*Bull. civ. IV, n° 165*）も、レフェレの訴えに関する裁判官が、紛争の本案について判断する権限がないとしてレフェレの訴えを棄却した場合、それが管轄についての判断ではなく、レフェレの本案についての判断であり、旧2247条が適用されるとした。

96 この法律の起草過程については、山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ（一）」*法学*58巻2号172頁（1994年）参照。

97 山口編・前掲『フランス法辞典』534頁以下。

98 山口編・前掲『フランス法辞典』534頁以下、Jacques PREVAULT et Jean VINCENT,

Voies d'exécution, 11^e éd., 2001, pp 69 et s. なお、債権額が確定し、履行期が到来した場合、そのことを確認する債務名義を得た債権者は、売却＝差押（saisie-vente）に転換することができる（同法律76条）。売却＝差押とは債務者の任意売却又は競売による強制売却から弁済を得ることを目的とせず差押えである（山口編・前掲『フランス法辞典』536頁）。

99 Rapport n° 1202 de Mme Nicole CATALA, député, fait au nom de la commission des lois, déposé le 2 avril 1990, p. 123.

100 2011年の民事執行法典は、1991年7月9日の法律71条を採用しなかった。しかし、現在においても、一般法上の保全差押えには時効中断効があると解されている（Anne LEBORGNE, Droit de l'exécution, 2^e éd., 2014, p. 988., n° 2737.）。

101 PLANIOL et RIPERT, op.cit., pp. 698 et s., n° 1368 ; Anne-Marie SOHMBOURGEOIS, Rép. civ. Dalloz, v° Prescription civile, n^{os} 681 et s.

102 Philippe STOFFEL-MUNCK, D.2002.155. 学説の詳細については、松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』〔香川崇〕285頁以下（法律文化社、2012年）参照。

第4章 新時効法における消滅時効の中断法理

一 2008年の新時効法の起草過程

ここでは、新時効法における中断規定の起草過程について検討する。2005年9月に司法大臣に提出された『債権法改正準備草案』¹において、マロリーは新たな時効法を提案した（以下では、この草案中の時効法部分のことを「マロリー草案」と呼ぶ）。その後、元老院の法律委員会は、多くの学者や実務家に対するヒアリングを踏まえて、調査報告書を公にした²。2007年8月には元老院の法律委員会の委員長であるイエスト議員の提出にかかる「民事時効法改正法案」（以下では、これを「**原案**」と呼ぶ）が元老院に上程された。その後、法案は、同委員会での修正を経て（以下では、元老院の法律委員会で修正を受けたものを「**草案**」と呼ぶ）、同年11月21日、元老院第一読会にて可決された。法案は、2008年5月6日、国民議会第一読会にて可決した後、同年6月5日、元老院第二読会にて可決し、法律として成立し、同年6月17日に公布された³。

1 裁判上の呼出しによる時効中断

マロリーは、『債権法改正準備草案』において、普通時効期間を3年に短縮する（マロリー草案2274条）とともに、「時効は、訴訟中、その終了まで停止する。」（同2267条）として、裁判上の呼出しとレフェレの訴え提起を停止事由に変更することを提案した。マロリーによれば、19世紀以来、破毀院は旧2244条の裁判上の呼出し概念を拡大解釈していた。この時効中断事由の法務官的な拡大解釈は、紛争の増大の結果であると同時に、その原因でもあった。本法案の目的は、時効期間を短縮し、時効の枠組みを単純化して、できる限り権利の不確実性を消滅させるというものである。時効の中断事由の多様化と拡大は、この本法案の目的に反している。そこで、ドイツ民法のように、債務者による承認と債権者による強制執行の二つだけを時効中断事由とすることが望ましい⁴。なお、裁判上の呼出しの後に請求を認容する判決が確定した場合、「判決又は別の債務名義によって確認された訴権は10年の時効にかかる。」とする（同2275条3項）。

マロリー草案に対しては、幾つかの意見が提示された。ジャマンを代表者とする作業グループは、「時効は、裁判上の呼出しから訴訟手続の終結まで停止する。レフェレの訴えが提起された場合及び裁判上の呼出しが管轄のない裁判所においてなされた場合も、同様とする。」に変更することを提案した。また、テスヌは、鑑定人の選任を目的としたレフェレの訴え提起の場合には、鑑定手続が終了するまで時効の進行が停止すると定めるべきであると提案した⁵。

破毀院は、『債権法改正準備草案』に関する報告書において、裁判上の呼出しを停止事由に変更することにつき、次のように批判する。マロリー草案は、訴訟期間中の時効停止を定めるものであるが、民事訴訟法上、裁判は、裁判上の呼出しの召喚状が執達吏によって送達された日ではなく、その召喚状の写しが裁判所書記官に提出された日に開始する。そうすると、マロリー草案における時効の停止は、裁判上の呼出しではなく、訴訟係属時から進行することになる。しかし、裁判上の呼出しという形式によって、債権者が支払いを得ようという意思を明確に示しているにもかかわらず、この解決は、裁判上の呼出しの効果を全て否定するものであり、異論の余地がある。また、裁判上の呼出しの後においても召喚状が寄託されない場合、訴訟が係属していないことになるため、時効は、裁判上の呼出しの後に発生した事象の影響を受けることになってしまう。破毀院の報告書は、以上のことから、マロリー草案で提示された制度が実務上の困難に直面するであろうという⁶。

原案は、時効期間を5年としつつも（原案2258条）、マロリー草案と同じく裁判上の呼出しとレフェレの訴え提起を停止事由としていた（同2250条）。もっとも、原案2250条は、マロリー草案に対する意見を取り入れたものとなった。すなわち、原案2250条1項は、「時効は、裁判上の呼出しから訴訟手続の終結まで停止する。レフェレの訴えが提起された場合、及び裁判上の呼出しが管轄のない裁判所においてなされた場合も同様とする。」とし、同条2項は、「レフェレによる鑑定人の選任によっても時効は停止する。この停止は、鑑定報告書が引き渡されるまで存続する。」とした。

元老院の法律委員会は、消滅時効が法的安全のために絶対必要なものであるとした上で、長い時効期間による法的に不安定な状態をなくすために、時効期間を30年から5年に短縮するとした(草案2224条)⁷。そして、同委員会は、旧2244条と同様に、裁判上の呼出しとレフェレの訴え提起による時効中断を認めた。すなわち、「裁判上の請求は、レフェレに関する場合も含めて、時効のみならず除斥期間をも中断する。」とし(同2241条1項)、裁判上の請求による時効中断の効力が訴訟終結まで継続するとした(同2242条)。草案2241条1項は、旧2244条の「裁判上の呼出し」に代えて、「裁判上の請求」という表現を用いる。それは、裁判上の請求という表現が、裁判上の呼出しの属する種類全体を示すことができるからである。そして、同委員会は、裁判上の請求を時効中断事由とした理由について、次のように説明する。原案の報告者によるヒアリングにおいて、法務省や人身損害被害者の弁護士の全国協会(Association nationale des avocats de victimes de dommages corporels)が述べていたように、マロリー草案と原案の示す中断制度改革は、法律家の慣行を急変させるものである。また、マロリー草案と原案における時効中断制度では、時効完成の近づいた債権者が、本案の訴えを提起するために、レフェレの手続を放棄するという事態が増加する恐れがある。以上の理由から、裁判上の請求の時効中断効を維持することが望ましいとする⁸。

草案2241条1項と2242条は、変更を受けることなく、2244条1項と2242条として成立した。

2 裁判上の請求が手続上の瑕疵の効果によって取り消された場合

旧2246条は、管轄違いの裁判上の呼出しに時効中断効を認めていたが、旧2247条は、方式違反による無効な裁判上の呼出しに時効中断効を認めていなかった。原案も、管轄違いの裁判上の呼出しに停止効を認めながらも(原案2250条1項)、裁判上の呼出しが方式違反による無効の場合、裁判上の呼出しによる停止効が生じなかったものとされるとしていた(同2251条)。

しかし、元老院の法律委員会は、二つの錯誤、すなわち裁判所の管轄に関

する錯誤と手続に関する錯誤が類似しており、同じ効果を与えるのが論理的であるとして、旧2247条と異なる規定を定めることにした⁹。すなわち、草案2241条2項は、「裁判上の請求が管轄外の裁判所でなされたとき、又は訴訟係属に関する行為（*acte de saisine de la juridiction*）が手続上の瑕疵（*vice de procédure*）の効果によって取り消されたときも、同様とする。」とした。もっとも、草案2243条は、旧2247条と同様に、原告が請求を取り下げた場合、原告が訴訟を滅効させた場合、又はその請求が棄却された場合には中断効は生じなかったものと定める。草案2241条2項と草案2243条は、変更を受けることなく、2241条2項と2243条として成立した。

なお、2241条2項による時効中断については、上限期間との関係に留意しなければならない。上限期間とは、法的安定性を確保するための制度であって、停止事由や中断事由に基づいて時効が停止又は中断したとしても、権利の発生時から20年を越えることはできないとするものである（2232条1項）。この上限期間は、管轄のない裁判所への裁判上の請求や手続上の瑕疵の効果によって取り消された裁判上の請求（2241条2項）に対しても適用される。つまり、2241条2項によって時効が中断されたとしても、上限期間によって、権利の発生から20年が経過したならば、時効は完成することになる。もっとも、元老院の法律委員会と国民議会の法律委員会は、これらの時効中断事由に対して上限期間が適用される理由を明らかにしていない¹⁰。

3 強制執行による時効中断

元老院の法律委員会は、旧2244条の支払命令と差押えに代えて、強制執行（*acte d'exécution forcée*）という概念を採用し、「時効又は除斥期間は、強制執行によって中断する。」とした（草案2244条）。同委員会は、この草案2244条が、支払命令と差押えによる時効中断を認めた旧2244条を再び取り上げるものであるという¹¹。草案2244条は、変更を受けることなく、2244条として成立した¹²。

4 判決によって確認された権利

2008年改正前において、短期消滅時効が中断された場合、中断後の新たな時効期間は一般法上の30年の時効期間に転換すると解されていた¹³。しかし、マロリーは、原則として、消滅時効が中断された場合でも、中断後の新たな時効が従前の時効と同じ時効期間であるとする。それは、時効中断による時効期間の伸張は、訴訟の巢窟であり、時効の諸要件について不確実性を継続させ、この立法提案の主たる目的に反することになるからである¹⁴。もっとも、判決又は別の債務名義によって権利が確認された場合には、その権利は10年の時効にかかる（マロリー草案2275条3項）。

元老院の法律委員会の報告書は、判決によって確認された債権に対して、特別な時効期間を設けるべきではないとしていた¹⁵。同委員会は、原則として、消滅時効が中断された場合、新たに進行する消滅時効が従前の時効と同じ時効期間であるとしつつも（草案2231条）、1991年7月9日の法律3-1条として、判決によって確認された債権が10年間執行できる旨を認める規定を設けるよう提案した。それは、扶養定期金の場合、債権者が勝訴判決を得たとしても、債務者が支払い不能であるならば、實際上、5年の時効期間が債権者にとって余りに短い期間となるからである。それに、他のヨーロッパ諸国も同様の規定を備えているという¹⁶。草案2231条と1991年7月9日の法律3-1条は、変更を受けることなく成立した¹⁷。

5 承認による中断

前述のとおり、マロリー草案2259条は、債務者による承認を時効中断事由としていた¹⁸。原案2255条は、マロリー草案2259条と同様の規定を定めていた。草案2240条も、債務者による承認を時効中断事由としており、変更を受けることなく、2240条として成立した。

もっとも、前述の上限期間は、承認による時効中断に対しても適用される（2232条1項）。その結果、権利者主導の時効中断事由（管轄のある裁判所への手続上の瑕疵のない裁判上の請求（2241条1項）と強制執行（2244条）と

義務者主導の時効中断事由（2240条）で、中断によって延長される期間が異なることとなった。これは、大きな変更点であると思われるが、元老院の法律委員会も国民議会の法律委員会も、承認による時効中断に上限期間が適用される理由を述べていない¹⁹。

6 合意による時効中断事由の追加

マロリー草案は、一般の債権の消滅時効の時効期間を3年としていたが、当事者には時効期間に関する契約の自由が認められ、時効期間の短縮・延長の合意が可能とされた。ただ、1年未満、10年を超える期間を定めてはならないとして、期間の上限と下限が設定された（マロリー草案2235条2項）。マロリーによれば、契約による時効期間の短縮又は延長に関する上限と下限の設定は、法定中断事由を定めた規定が公序ではないとして当事者の契約の自由を認めた判例（前掲・破毀院第一民事部2002年6月25日判決）の効力を失わせるものであるという²⁰。

原案2254条1項は、1年未満、10年を超えない時効期間の契約の自由を定め、更に、同条2項は、当事者の合意によって時効の中断事由及び停止事由を追加できることを認めた。元老院の法律委員会も、原案2254条1項・2項とほとんど同じ内容の草案2254条1項・2項を提案した。

元老院第一読会では、草案2254条の3項として「賃金、定期金、賃料、居住用賃貸借における賃借人の賃料と負担費用、及び定額小作料に関する支払訴権・返還訴権について、同条1項と2項の適用を認めない。」旨の規定を追加する修正提案が提出された。契約上弱い立場にある者の犠牲の下での時効期間の延長や短縮を避けることが、この修正提案の趣旨であった²¹。元老院第一読会は、この修正提案を採用した²²。

国民議会第一読会において、草案2254条3項に列挙された訴権に、扶養定期金と貸金利息に関する支払訴権・返還訴権、及び1年ごと又は1年より短期の期間で定期的に支払うべきものに関する支払訴権が追加する修正提案が提出された。この提案は、未成年者や成年被後見人が過大な滞納金を蒙ることを避け

るための規定（草案2235条ただし書）と平仄を合わせるためのものである²³。国民議会第一読会は、この修正提案を採用し、修正された草案2254条は、元老院第二読会で変更を受けることなく、2254条として成立した²⁴。

なお、上限期間は、合意で追加された時効中断事由に対しても適用される（2232条1項）。そのため、合意で追加された事由に基づいて時効が中断されたとしても、権利の発生から20年が経過したならば、上限期間によって時効は完成することになる。

7 勸解と時効の進行

マロリー草案2264条1項は、「時効は、当事者が誠実に交渉している間は、進行を開始せず、又は停止する。」として、交渉が停止事由になるものとした。原案2249条も同様の規定を定めていた。

しかし、元老院の法律委員会は、誠実な交渉が何を意味するのかを巡って紛争が長期に及ぶ可能性があるので、停止事由とされる交渉を斡旋だけに限定した²⁵。すなわち、草案2238条1項は、「時効は、紛争発生後において当事者が斡旋を行うことで合意した日から進行を停止する。その書面がないときは、斡旋の第一回目の会合のあった日から停止する。」とし、同条2項は、「時効は、当事者の一方若しくは双方、又は斡旋人が斡旋の終結を宣言した日から進行を再開し、その後、少なくとも6か月以内は完成しない。」とした。

元老院第一読会において、斡旋も勸解も平等の精神に基づくものであり、当事者に交渉中の時効停止を認めることで、紛争解決の代替的手段をとることを奨励することができるという趣旨から²⁶、草案2238条の停止事由に勸解を加える旨の修正提案が提案され、採用された²⁷。修正された草案2238条は、変更を受けることなく、2238条として成立した²⁸。

なお、前述のとおり、新時効法では、合意による停止事由の追加が認められているので、紛争当事者は、合意によって斡旋と勸解以外の交渉を時効停止事由に追加することができる²⁹。

二 新時効法における時効中断法理に対する評価

マロリーは、新時効法が裁判上の請求を時効中断事由とすることで、旧2244条の拡大解釈を追認したと批判する³⁰。これに対して、アムラニ・メキは、マロリー草案や原案が生み出す事象、特に、当事者がレフェレより本案の訴訟を重視することが危惧されて、旧来の時効中断制度が維持されたと述べる³¹。なお、新時効法が裁判上の請求を時効中断事由としたことについては、裁判上の請求を時効停止事由とする世界的な潮流（ヨーロッパ契約法原則やユニドロワ）に反しているとの批判がある³²。

手続上の瑕疵で取り消された裁判上の呼出しの時効中断効を認めた2241条2項に対して、アムラニ・メキは次のように批判する。元老院の法律委員会は、裁判所の管轄に関する錯誤と手続に関する錯誤が類似していると述べていた。新民事訴訟法114条1項は、手続に関する形式的瑕疵（*vice de forme*）と重要な様式（*formalité substantielle*）の不遵守を区別し、形式的瑕疵は、法律によって無効が明確に規定されていなければ、手続上の行為を無効にしないが、重要な様式の不遵守は、法律によって無効が明確に規定されていなかったとしても、手続上の行為を無効にするとしている³³。しかし、時として、手続に関する形式的瑕疵は重要な様式に関わることがある。また、2241条2項は無効についての区別を欠いているので、実体的瑕疵（*vice de fond*）のような重大な瑕疵のある行為であっても時効を中断できると解する余地がある。この解釈によれば、代理権を失った者が本人不知の間に訴えを提起したような場合でも時効の中断が認められることになる。したがって、アムラニ・メキは、2241条2項における瑕疵に関する錯誤と管轄の錯誤の同一視が十分な根拠に基づくものでないという³⁴。

また、マロリーも、2241条2項の問題点を指摘する。すなわち、2241条2項によれば、時効中断だけを唯一の目的とした「名目上の裁判上の呼出し（*assignation fictive*）」がなされる危険があり³⁵、裁判所が、名目上の裁判上の請求という詐欺（フロード）から中断効を剥奪することになるだろうという³⁶。

新時効法制定前の学説と判例は、召喚状の失効によって裁判上の呼出しによる時効中断効も失われるとしていたが、新時効法は、裁判上の請求による時効中断効の失効事由を定めた2243条に召喚状の失効を追加しなかった。アムラニ・メキは、旧2247条に列挙された事由が制限的であるにもかかわらず、破毀院が召喚状の失効を中断効喪失事由としていたのは、時効中断を唯一の目的とした裁判上の呼出しを回避することであったという。それゆえ、新時効法で召喚状の失効を2243条に追加すべきであったと指摘する³⁷。

また、強制執行による時効中断を認めた2244条は、執行行為に関する将来的な検討なしに強制執行一般に中断効を付与するものであり、権利関係を不確定にする危険があると批判されている³⁸。

-
- 1 Pierre CATALA, Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, 2006. (以下では、「マロリー理由書」と呼ぶ)
 - 2 Pour un droit de la prescription moderne et cohérent, Rapport n° 338 (Senat, 2006 - 2007) de MM. Jean-Jacques HYEST, Hugues PORTELLI et Richard YUNG au nom de la mission d'information de la commission des lois du Sénat (以下では、「rapport」と呼ぶ).
 - 3 <http://www.senat.fr/dossier-legislatif/pp106-432.html> 新時効法の概要については、金山 = 香川・前掲「フランスの新時効法」165頁、拙稿「時効法の改正・民事時効改正に関する2008年6月17日の法律第561号」日仏法学 26号167頁(2011年)参照。
 - 4 マロリー理由書174頁。
 - 5 rapport, p95.
 - 6 Rapport du groupe de travail de la Cour de cassation Sur l'avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription 15 juin 2007, n° 98, http://www.courdecassation.fr/institution_1/autres_publications_discours_2039/discours_2202/travail_cour_10699.html
 - 7 拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察(二・完)」富大経済論集54巻3号75頁(2009年)。
 - 8 Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale sur la proposition de loi de M. Jean-Jacques HYEST portant réforme de la prescription en matière civile, Par M. Laurent BETEILLE, Sénateur, N° 83, Sénat, Session extraordinaire de 2007-2008, Annexe au procès-verbal de la séance du 14 novembre 2007 (以下では、「projet」と呼ぶ), p.21 et 47.

- 9 projet, p.48.
- 10 projet p.42 ; Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république sur la proposition de loi (N° 433), adoptée par le SENAT, portant réforme de la prescription en matière civile, Par M. Emile BLESSIG, Député, No 847, assemblée nationale (以下では、「国民議会」と呼ぶ), pp. 42 et 49.
- 11 projet, p.48. なお、新時効法において、支払命令とは、債務名義を備えるものでなければならぬ (projet, p. 48, note 1, 国民議会52頁)。
- 12 その後、2011年に民事執行法典上の保全措置も中断事由に追加された。
- 13 H. L. et J. MAZEAUD et CHABAS, op.cit., p. 1216., n° 1179.
- 14 マロリー理由書175頁。なお、マロリー草案においても、判決または別の執行名義によって確認された訴権は10年の時効にかかるという点に留意しなければならない (マロリー草案2275条3項)。
- 15 rapport, p. 91.
- 16 projet, p. 25 国民議会は、この10年の時効が上限期間の例外であるという (国民議会44頁)。なお、1991年7月9日の法律3-1条は、同法3条1号乃至3号に適用されるのであり、同法3条4号 (執行文つきの公正証書) に対して適用されない。また、同法3条1号乃至3号のうち、10年より長期の期間制限の対象となっているものについては、その長期の期間制限が適用される (projet, pp.68 et s.)。
- 17 この条文は、民事執行法の改正により、民事執行法典L111-4条となっている。
- 18 マロリー理由書175頁。
- 19 projet p. 42, 国民議会42頁, 49頁。
- 20 マロリー理由書174頁。
- 21 http://www.senat.fr/amendements/2006-2007/432/Amdt_8.html
- 22 J.O., Sénat, Débat parlementaires, Comptes rendus intégral des séances du 21 novembre 2007, p.5038.
- 23 国民議会47, 56頁, <http://www.assemblee-nationale.fr/13/amendements/0433/043300005.asp>
- 24 また、新時効法は、保険法・消費者法の領域で契約当事者間に明確な不均衡が存在することから (projet, p. 55.), 保険法・消費者法の適用される場面での時効について、契約自由を否定する規定を新設した (消費者法典L.137-1条, 保険法典L.114-3条)。
- 25 projet, p. 27.
- 26 http://www.senat.fr/amendements/2006-2007/432/Amdt_3.html
- 27 J.O., Sénat, Débat parlementaires, Comptes rendus intégral des séances du 21 novembre 2007, p. 5038.
- 28 学説上、2238条は複雑な規定であると評価されている。すなわち、斡旋又は勧解の終結から時効完成までに6ヶ月を越える期間が残されている場合、この残された期間が適用される。反対に、斡旋又は勧解の終結から時効完成までに6ヶ月を越える期間が残されていない場合、斡旋又は勧解の終結後、訴え提起のために6ヶ月の期間が当事者に与えられる (Cécile BIGUENET-MAUREL, Réforme de la prescription civile, 2008, p. 216., n° 1742.)。つまり、

この規定は、斡旋又は勧解の手續が時効完成前の時間を債権者に余り残していなかった場合にのみ、債権者に訴訟係属する可能性を与えるものにすぎない (Philippe MALAURIE, LAURENT AYNES et Philippe STOFFEL-MUNCK, *Les obligations*, 5^e éd., 2011, p. 682., n° 1221.)。なお、2010年に参加型手続きの合意が停止事由に追加された。

29 projet, p.28.

30 Philippe MALAURIE, *La réforme de la prescription civile*, JCP 2009. I. 134, n° 8 ; Philippe MALAURIE, *La réforme de la prescription civile*, Defrenois, 2008, art. 38842, n° 13. しかし、「裁判上の呼出し」という文言の拡大解釈が無用な紛争を生み出していたのであるから、「裁判上の呼出し」を「裁判上の請求」に置き換えたことは、時効法に安心を与えるという見解もある (Estelle NAUDIN et Jérôme LASSERRE CAPDEVILLE, *Causes d'interruption et de suspension*, LPA, 2 avr 2009, p. 17.)。

31 Soraya AMRANI-MEKKI, *Liberté, simplicité, efficacité, la nouvelle devise de la prescription? A propos de la loi du 17 juin 2008*, JCP 2008. I. 160, n° 68.

32 NAUDIN et LASSERRE CAPDEVILLE, *op.cit.*, p. 17.

33 山口編・前掲『フランス法辞典』240頁。

34 AMRANI-MEKKI, *op.cit.*, n° 67.

35 Valerie LASSERRE-KIESOW, *Commentaire de la loi du 17 juin 2008 portant réforme de la prescription en matière civil*, RDC 2008/4, p.1458.

36 Philippe MALAURIE, *La réforme de la prescription civile*, JCP 2009. I. 134, n° 8 ; Claude BRENNER, *De quelques aspects procéduraux de la réforme de la prescription extinctive*, RDC, 2008/4, pp. 1439 et s.

37 AMRANI-MEKKI, *op.cit.*, n° 73.

38 Claude BRENNER, *op.cit.*, pp. 1439 et s.

第5章 おわりに

一 フランス法における消滅時効の時効中断

フランス民法典制定前の学説の多くは、権利者の権利行使に着目して時効の中断事由を説明していた。そして、時効中断訴権に関するブルジョン説のように、裁判上の呼出しと判決による公権的な権利確定の関係は、特に重視されていなかった。しかし、民法典制定後の学説の多くは、時効中断の根拠につき権利行使説に立ちつつも、裁判上の呼出しが判決による公権的な権利確定に至ることを重視した。そして、権利の承認を得ようという権利者の意思のあることが、旧2244条の裁判上の呼出しの要件であると解していた。もっとも、この意思の要件は、権利行使説に基づく旧2244条の裁判上の呼出し概念の拡大解釈との関係で理解すべきである。すなわち、権利の承認を得ようという権利者の意思という要件は、権利行使説に基づく旧2244条の裁判上の呼出し概念の無制限な拡大解釈を防止するための要件として機能していた。そして、レフェレの訴え提起は、この要件を欠くがゆえに、旧2244条の定める裁判上の呼出しに当たらないと解されていた。

しかし、1970年代以降、レフェレは新たな展開を示すようになった。実務上、仮払いレフェレは、簡易訴訟としての役割を果たしており、レフェレの管轄のある裁判官は、占有訴権の裁判管轄権を引き継いでいると指摘された。このようなレフェレの本案化現象の中で、1985年の新交通賠償法によって旧2244条が改正され、レフェレの訴え提起が時効中断事由に追加された。

実務上のレフェレの本案化現象が指摘されていたとはいえ、理論上、レフェレは、仮の裁判であり、公権的に権利を確定するものではない。この点から、1985年の改正を批判する見解もあった。しかし、ストフェル・マンクは、権利行使説に立脚した上で、判決による公権的な権利確定という結果ではなく、裁判上の呼出しによって導かれる手続を重視する。すなわち、レフェレも含めた旧2244条に列挙された時効中断事由は、いずれも、債権者からの請求につき債務者が公的な場でその防御をなすことが認められている行為である。それ

ゆえ、この説からすれば、権利の承認という結果を得ようという権利者の意思ではなく、債権者からの請求につき債務者が公的な場でその防御をなすことという防御のための手続の存在が、裁判上の呼出し概念に関する権利行使説による無制限な拡大解釈を防止するための要件となる。実際、新交通事故賠償法制定後に破毀院が旧2244条の裁判上の呼出しに当たると判断した行為は、いずれも、対審の原則が確保されたものであって、債権者からの請求につき債務者が公的な場でその防御をなすことが認められているものであった。

なお、近時の学説は、時効中断事由につき旧2244条と旧2248条で分けて説明する傾向にあり、債務者による承認については、その承認が債権者の裁判上の行為を妨げたので時効が中断するという説と、既に進行した時効期間の放棄と構成する説がある。

以上のように、判決等による公権的な権利確定に至らないレフェレを時効中断事由とした1985年の改正以降、旧2244条の時効中断事由の根拠を権利行使説に求めつつ、権利行使によって導かれる手続を重視する学説が現れていた。しかし、マロリーは、『債権法改正準備草案』において、時効中断の根拠を権利確定説に転換することを提案した。この提案は、権利を確定させる行為である債務者の債務承認と差押えの二つだけを時効中断事由とするものであり、裁判上の呼出しとレフェレの訴え提起を停止事由に変更するものであった。なお、裁判上の呼出しの後に判決に至った場合には、新たに10年の時効が開始するとしていた。これに対して、破毀院は、裁判上の呼出しと訴訟係属の時期が異なることに伴う実務上の問題を指摘していた。原案は、この批判を受けて、マロリー草案を修正し、裁判上の呼出しのなされた時点の時効停止の発生時期とした。

新時効法は、マロリー草案や原案に反して、裁判上の呼出しとレフェレの訴え提起によって時効が中断されるとした。元老院の法律委員会は、二つの理由、すなわち、(1) マロリー草案や原案が法律家の慣行を急変させること、(2) 時効完成の近づいた債権者が、本案の訴えを提起するために、レフェレの手続を

放棄するという事態が増加する恐れがあることから、裁判上の請求の時効中断効を維持することにしたという。なお、2241条1項は、「裁判上の請求は、レフェレに関する場合も含めて（*La demande en justice, même en référé*）」としているので、同委員会がここで用いる「裁判上の請求」という言葉には、裁判上の呼出しだけでなく、レフェレの訴え提起も含まれているものといえよう。

二つの理由を検討する前に、原案と旧2244条の差異を確認しておきたい。裁判上の呼出しがなされて、請求を認容する判決まで至った場合、原案と旧2244条は、実質的に同じ結果となる。旧2244条の場合、裁判上の呼出しによって時効が中断し、その効果が訴訟終結まで継続し、判決時から新たな時効が進行を開始する。原案の場合、権利者の裁判上の呼出しから訴訟終結まで時効が停止し、権利を確認する判決時から新たな時効が進行を開始する。これに対して、レフェレの訴え提起の場合、原案と旧2244条は異なった結果となる。旧2244条の場合、レフェレの訴え提起によって時効が中断し、その効果が訴訟終結まで継続し、レフェレの命令時から新たな時効が進行を開始する。しかし、原案の場合、レフェレの裁判が判決による権利確認に至らないので、レフェレの訴え提起の時からレフェレの命令時（鑑定のレフェレの場合には鑑定報告書の引渡時）まで時効が停止するにすぎない。つまり、原案は、旧2244条と比べて、レフェレの訴え提起の効力だけを弱めるものであったといえよう。

このような理解を前提とすると、理由（1）でいう法律家の慣行とは、レフェレに関するものと推察されよう。レフェレの中でも、仮払いレフェレは、交通事故による人身損害の賠償の場合に最も機能するといわれている。同委員会によれば、人身損害被害者の弁護士の全国協会も、中断制度改革が法律家の慣行を急変させると指摘していたという。交通事故による人身損害被害者の弁護士は、従前であれば仮払いレフェレの訴えを提起するだけで、仮払金を得て、かつ時効を中断できたが、原案によれば、時効から権利を保全するために、仮払いレフェレに加えて、本案の裁判上の呼出しをしなければならなくなる。これ

は、交通事故による人身損害被害者の弁護士の仕事内容を大きく変えるものである。すなわち、同委員会は、理由（1）において、レフェレを中心とした実務を急変させるべきでないということを述べているといえよう。

次に、理由（2）の意味するところを検討する。民事訴訟法の理論からすれば、レフェレは、本案訴訟の準備的手続にすぎない。この理論上の区別にもかかわらず、実務上、レフェレが本案化していると指摘されている。つまり、紛争解決という観点からすれば、レフェレは、簡易な紛争解決方法として実務上重要な役割を果たしている。しかし、マロリー草案や原案によれば、本案訴訟と類似の機能を果たすレフェレの訴えを提起した債権者といえども、権利保全のために、改めて本案の訴えを提起しなければならなくなる。これは、レフェレによる簡易な紛争解決を放棄させることになる。つまり、理由（2）は、時効中断のためだけにレフェレの手続が放棄される事態が増加すると、レフェレによる簡易な紛争解決が果たせなくなることへの危惧を述べているといえよう。

したがって、同委員会は、マロリー草案や原案の示す時効中断制度がレフェレに関する実務に大きな影響を及ぼすことを危惧して、旧2244条の時効中断事由を維持することを選択したものとといえよう。もっとも、レフェレの訴え提起という権利者の行為に着目して、旧2244条の時効中断事由を維持したということは、旧2244条の時効中断事由の根拠に関する従前の解釈において通説であった権利行使説に沿うものである。

以上のとおり、新時効法は、旧法の時効中断制度を維持した。そして、更に進んで、新時効法は、手続上の瑕疵によって取り消された裁判上の呼出しに対しても時効中断効を認め、合意による時効中断事由の追加も認めた。これらの点だけを見れば、新時効法は、旧法よりも中断事由を増加させており、権利の不確実性を消滅させるという新時効法の目的に即していないように思われる。しかし、新時効法では、上限期間が特定の時効中断事由に対して適用されることに留意しなければならない。上限期間は、承認、管轄のない裁判上の請求、手続上の瑕疵によって取り消された裁判上の請求及び合意で追加された事由に

よる時効中断に対して適用される。すなわち、これらの事由によって時効が中断しても、権利の発生から20年が経過したならば、上限期間によって時効は完成することになる。これは、時効中断事由が発生した場合における時効完成時期の予測を可能にするものであり、権利の不確実性を低減するものといえよう。したがって、新時効法は、旧法からの時効中断制度を維持し、かつ多様な時効中断事由を承認しつつも、上限期間を活用することで改正法の目的との接合を図ろうとしているといえよう。

二 残された課題

第一章で述べたように、現在、わが国の民法（債権関係）の改正作業においては、時効の中断事由とされていたものを、時効の完成猶予及び更新事由へと転換する方針が示されている。この方針は、ドイツ民法等の世界的傾向に影響を受けたものと推察される。フランス法は、このような傾向に反して、レフェレに関する実務等を考慮した上で、旧法における時効中断制度を維持することを選択した。この選択は、旧2244条の時効中断事由の根拠に関する通説である権利行使説に沿うものでもあった。そうすると、わが国においても、時効の中断制度を完成猶予及び更新事由へ転換することが、従前の学説と如何なる関係にあり、実務にどのような影響を及ぼすのかということを検討すべきであろう。そこで、今後は、このような観点から、時効法中断法理の改正について検討していきたいと考えている。

本稿は、科学研究補助金（挑戦的萌芽研究[課題番号24653020]）の助成による研究成果の一部である。

提出年月日：2014年9月16日